

平成 23 年度
男女共同参画年次報告書



平成 24 年 3 月
福井県越前町

「平成 23 年度越前町の男女共同参画に関する年次報告」について

1. 越前町男女共同参画推進条例に基づく報告書

本書は、越前町男女共同参画推進条例（平成 22 年 4 月 1 日施行）第 14 条に基づき、男女共同参画推進施策の実施状況等について明らかにするために作成した報告書です。

2. 本書の構成

第 1 部 越前町の男女共同参画の現状

I 基礎データ

本町の人口動態等について、グラフや表を用いて解説しています。

II 政策・方針決定過程への女性の参画

行政等への女性の参画状況について、グラフや表を用いて解説しています。

III 小・中学生の意識と生活（平成 23 年度気づき事業学校編アンケート結果から）

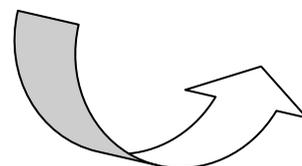
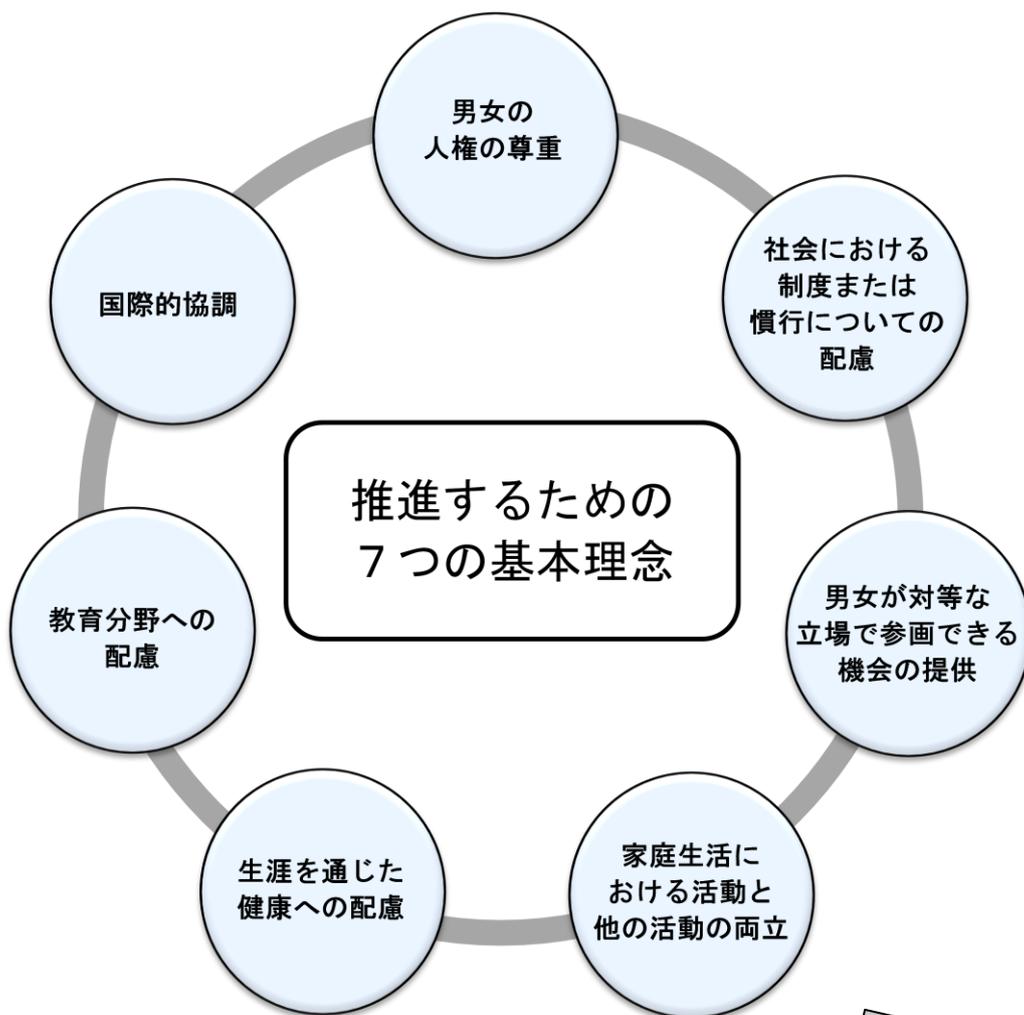
第 2 部 越前町の男女共同参画施策の実施状況

基本計画「えちぜん男女共同参画プラン」の体系に基づき、事業の実績（主な取り組み、具体的施策、予算額等）について記載しています。

第 3 部 資料編

「越前町男女共同参画推進条例」、「越前町区長会連合会決議文」、「越前町男女共同参画都市宣言」を掲載しています。

人が輝く 住民主体のまちづくり



基本理念をよく理解し、
自ら取り組みましょう。

基本目標	重点目標
I ともに築く家庭・地域	1.男女がともに担う家庭・地域づくり
	2.家庭・地域での習慣の見直しと意識の改革
	3.政策・方針決定の場への女性の参画拡大
II ともに活躍できる職場	1.働く場における男女平等の実現
	2.農林水産業・商工観光自営業等における男女共同参画の実現
	3.男女の仕事と家庭生活の両立支援
III ともに安心して暮らせる社会	1.ともに思いやる健康づくり
	2.福祉環境の充実
	3.あらゆる暴力の根絶
IV ともに育てる教育・文化	1.人権尊重の意識づくり
	2.多様な選択を可能にする教育・学習の充実
	3.国際理解と協力の推進
計画の推進	1.町における推進体制の充実・強化
	2.あらゆる施策への男女共同参画の視点の反映
	3.男女共同参画社会づくりに関する現状の把握と情報提供
	4.関係機関・企業・各種団体・町民との協力・連携の強化

目 次

第 1 部 越前町の男女共同参画の現状

I 基礎データ

(1) 越前町の人口	3
(2) 世帯の家族類型	4
(3) 進む高齢化	4
(4) 出生の動向	5
(5) 結婚・離婚	5
(6) M字型を示す女性の労働力	6
(7) 女性の雇用者数と割合	6
(8) 男女の賃金	7
(9) 商工観光分野における女性の参画状況	7
(10) 農林水産業分野における女性の参画状況	7
(11) 経営への女性の参画状況	7
(12) 越前町内企業の就業環境	8

II 政策・方針決定過程への女性の参画

(1) 越前町議会への女性の参画	10
(2) 行政への女性の参画	10
(3) 地区役員への女性の参画状況	11
(4) 越前町役場管理職に占める女性の人数と割合	12
(5) 越前町内学校における女性の参画状況	12

III 小・中学生の意識と生活（平成 23 年度気づき事業学校編アンケート結果から）

【小学生編】

(1) 男女の性差についての意識	13
(2) 家庭における家事分担	13
(3) 家庭におけるコミュニケーション	13

【中学生編】

(1) 男女の性差についての意識	14
(2) 家庭生活における男女の意識の差	14
(3) 家庭におけるコミュニケーション	15
(4) 将来の職業	15
(5) 男女共同参画に関する言葉の認知度	16

第2部 越前町の男女共同参画施策の実施状況

I 平成23年度の主な取り組み

1. 男女共同参画のつどい事業	19
2. 男女共同参画エンパワーメント事業	20
3. 男女共同参画気づき事業	22
4. えちぜん男女共同参画まちづくり推進委員会	23
5. 男女共同参画審議会	24
6. 越前町男女共同参画推進ワーキンググループ	24
7. 男女共同参画PR事業	25

II 主な施策の内容と推進状況

基本目標Ⅰ ともに築く家庭・地域	26
重点目標1 男女がともに担う家庭・地域づくり	26
重点目標2 家庭・地域での習慣の見直しと意識の改革	26
重点目標3 政策・方針決定の場への女性の参画拡大	27
基本目標Ⅱ ともに活躍できる職場	28
重点目標1 働く場における男女平等の実現	28
重点目標2 農林水産業・商工観光自営業等における男女共同参画の実現	28
重点目標3 男女の仕事と家庭生活の両立支援	29
基本目標Ⅲ ともに安心して暮らせる社会	30
重点目標1 ともに思いやる健康づくり	30
重点目標2 福祉環境の充実	31
重点目標3 あらゆる暴力の根絶	32
基本目標Ⅳ ともに育てる教育・文化	33
重点目標1 人権尊重の意識づくり	33
重点目標2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	33
重点目標3 国際理解と協力の推進	34
計画の推進	34

第3部 資料編

越前町男女共同参画推進条例	37
越前町区長会連合会決議文	39
越前町男女共同参画都市宣言	40

第 1 部 越前町の男女共同参画の現状

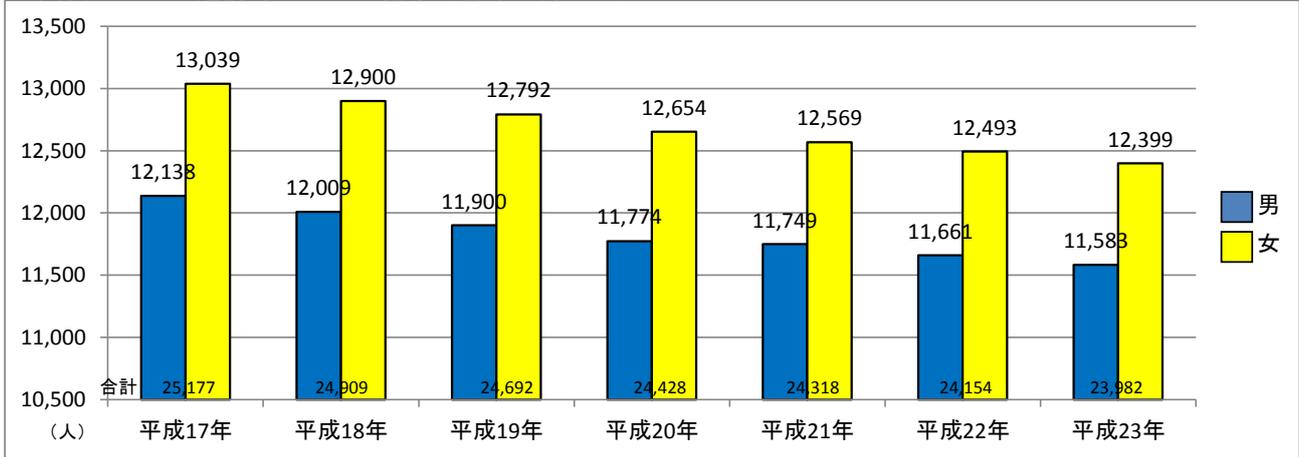
I 基礎データ

(1) 越前町の人口

①人口

越前町は、平成17年2月1日に4町村が合併し、その人口は、近年減少傾向にあります。

◆図表 I-1 越前町の人口の推移（各年4月1日）

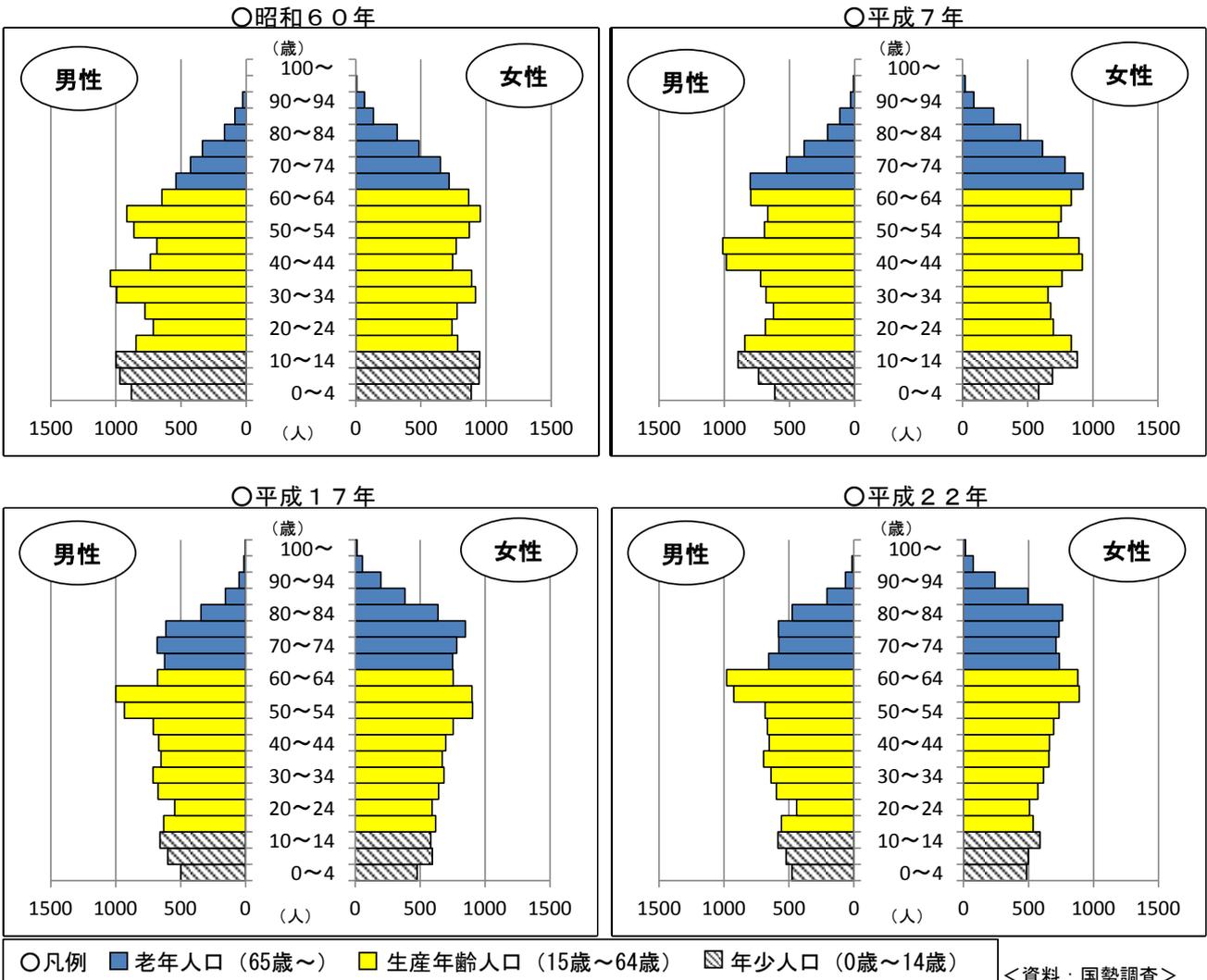


<資料：越前町調べ>

②人口構成ピラミッド

昭和60年に比べ、生産年齢人口と年少人口の減少が顕著になっています。

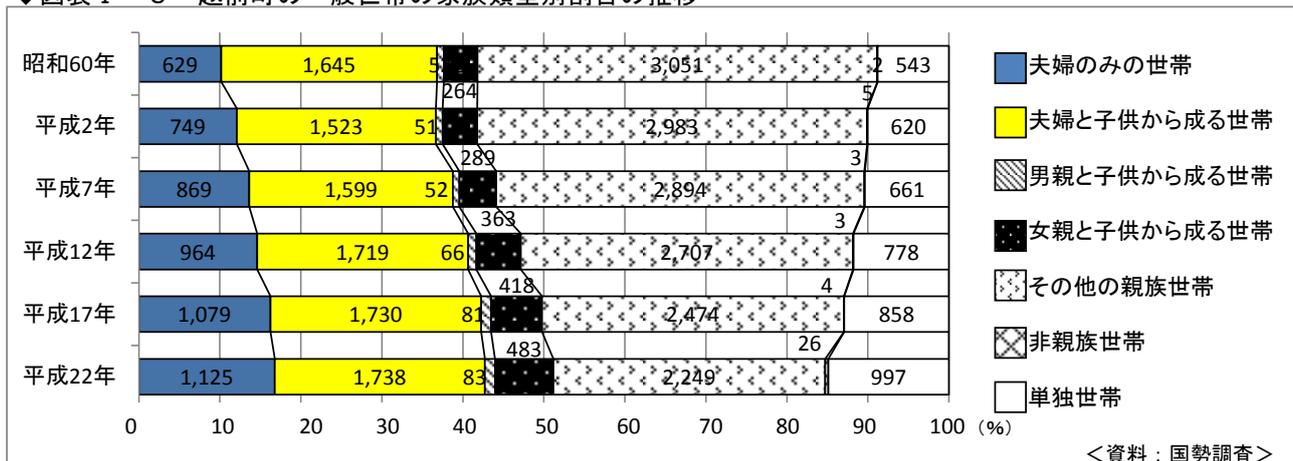
◆図表 I-2 越前町の年齢別（5歳階段）男女別人口構成



(2) 世帯の家族類型

「夫婦のみの世帯」、「単独世代」が年々増加し、「その他の親族世帯（3世帯など）」が減少しています。

◆図表 I - 3 越前町の一般世帯の家族類型別割合の推移

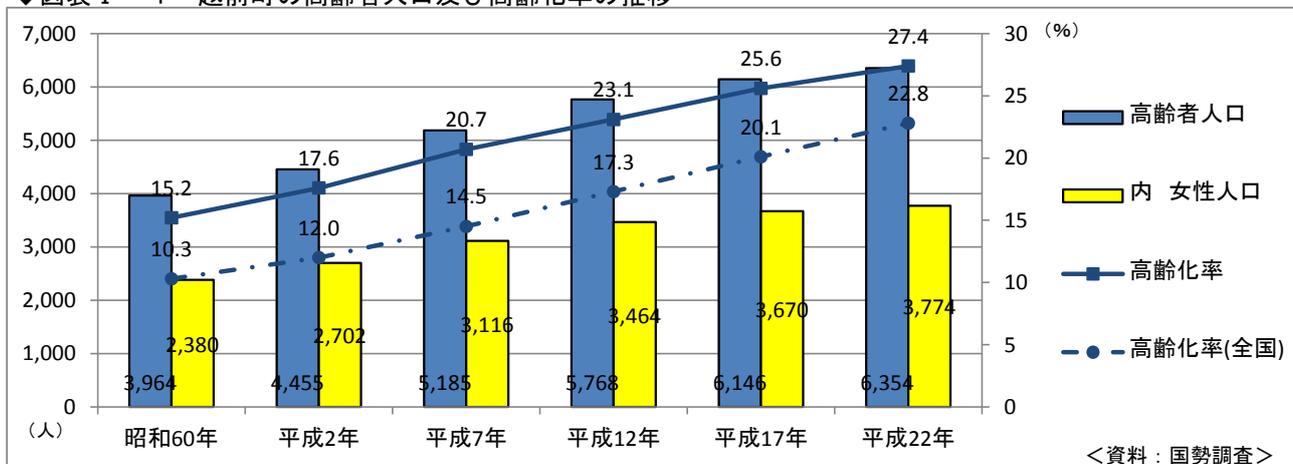


(3) 進む高齢化

① 高齢者人口及び高齢化率の推移

65歳以上の高齢者人口は年々増加し、平成22年には、人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は27.4%となり、全国平均と比べて高くなっています。また、平成22年の高齢者人口の約6割が女性となっています。

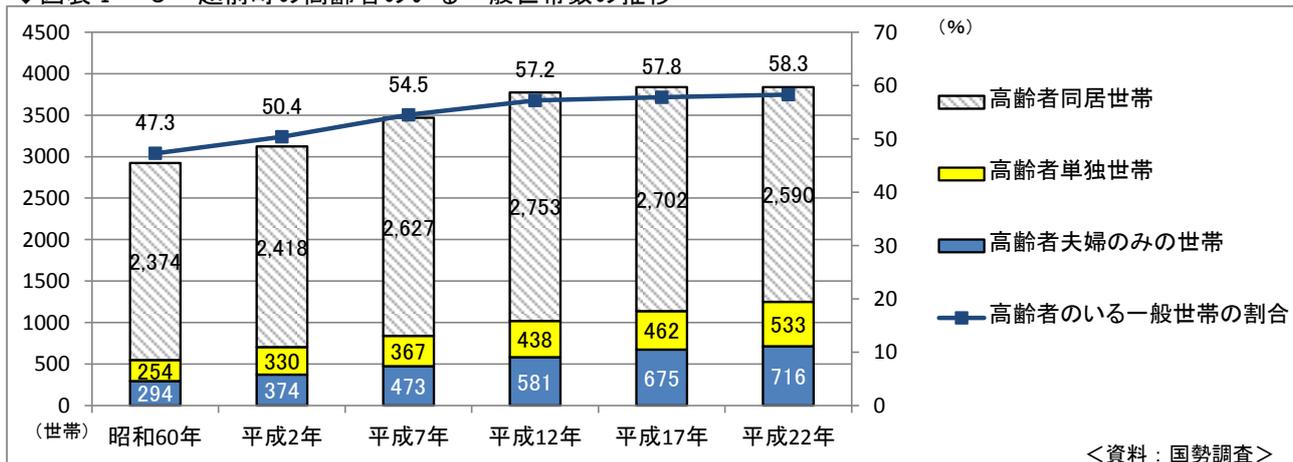
◆図表 I - 4 越前町の高齢者人口及び高齢化率の推移



② 高齢者のいる一般世帯数の推移

「高齢者単独世帯」及び「高齢者夫婦のみの世帯」の増加が顕著になっています。

◆図表 I - 5 越前町の高齢者のいる一般世帯数の推移

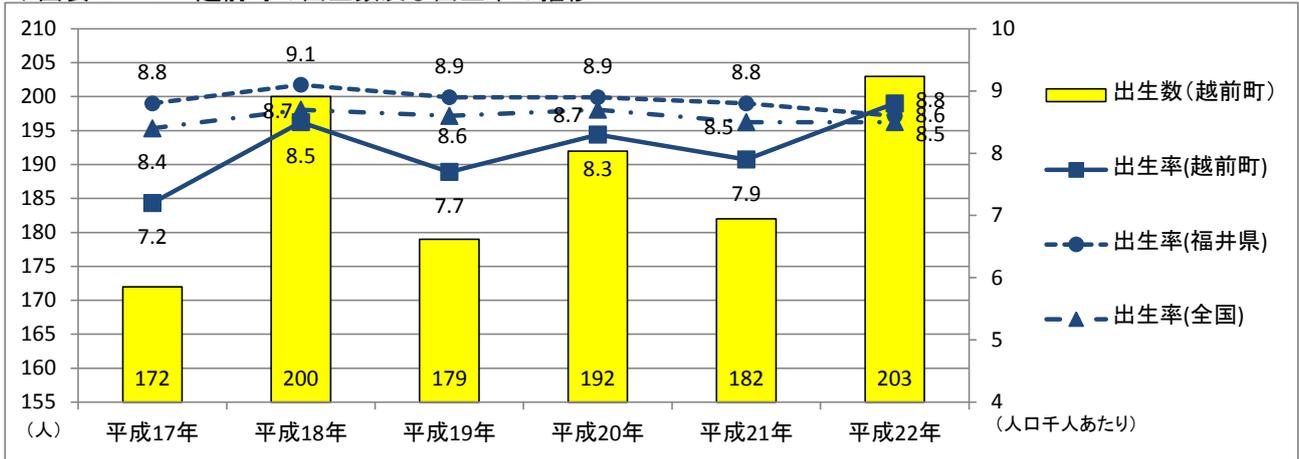


(4) 出生の動向

① 出生率の推移

越前町の出生率（人口1,000人あたりの出生数）は、全国や福井県よりも低い状況が続いていましたが、平成22年は全国・福井県よりも高くなっています。

◆図表 I-6 越前町の出生数及び出生率の推移

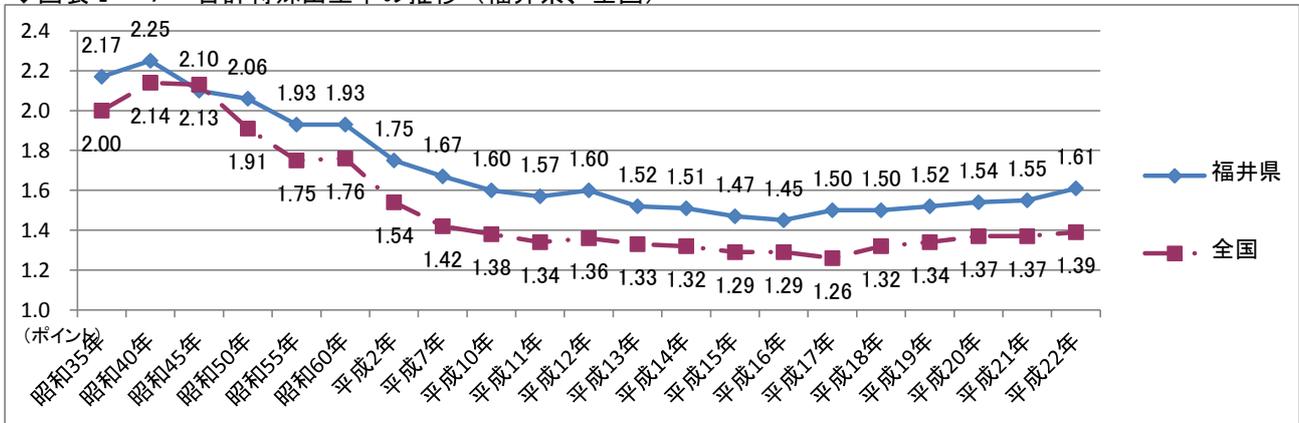


<資料：人口動態調査>

② 合計特殊出生率の推移

福井県の合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの数の平均値）は、昭和40年をピークに低下傾向にあり、人口を維持するために必要といわれている2.08を大幅に下回っている状況が続いています。

◆図表 I-7 合計特殊出生率の推移（福井県、全国）



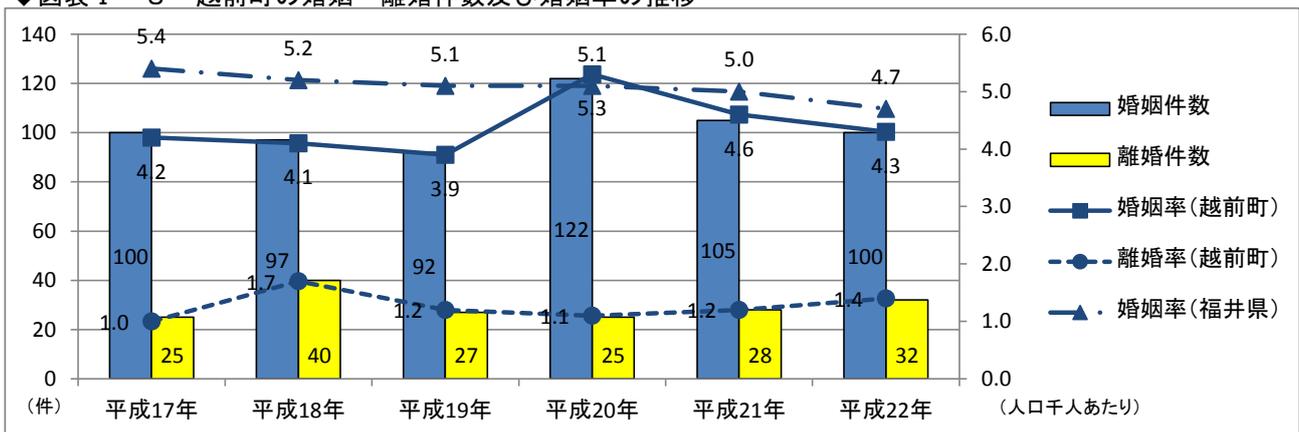
<資料：人口動態調査>

(5) 結婚・離婚

① 婚姻・離婚件数及び婚姻率の推移

越前町の婚姻率（人口1,000人あたりの婚姻件数）は、福井県よりも低い状況が続いています。

◆図表 I-8 越前町の婚姻・離婚件数及び婚姻率の推移

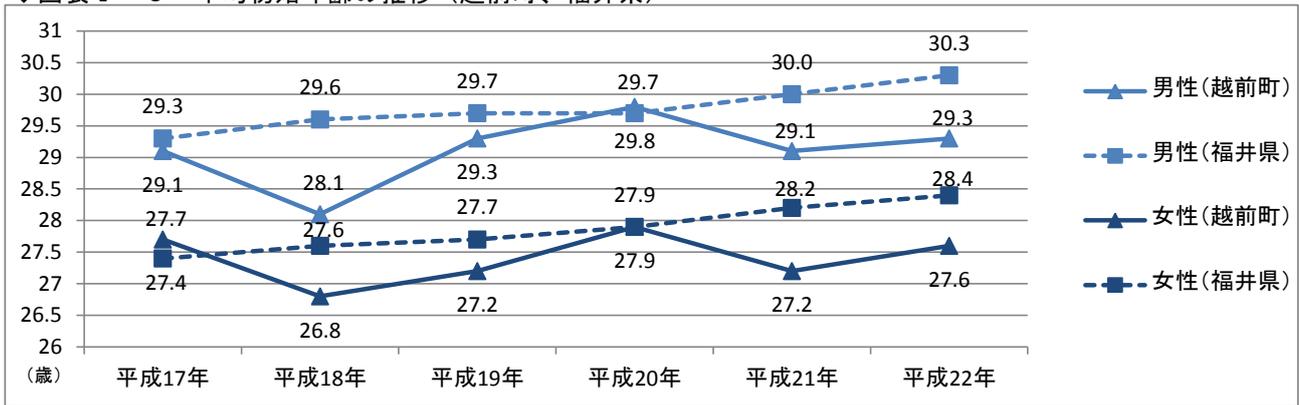


<資料：人口動態調査>

②平均初婚年齢の推移

越前町の平均初婚年齢は、福井県よりも低い状況にあります。

◆図表 I - 9 平均初婚年齢の推移（越前町、福井県）

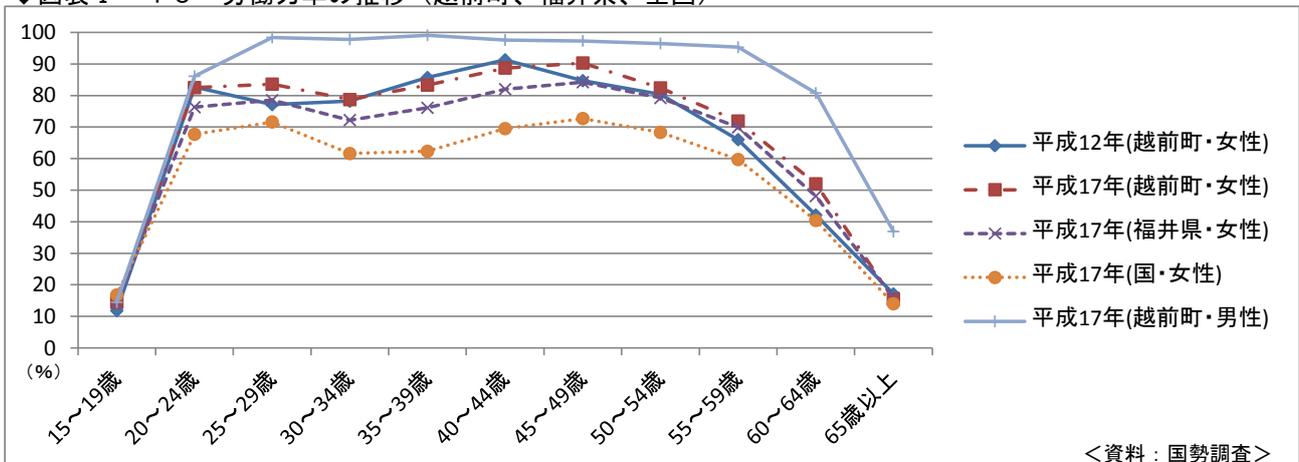


<資料：人口動態調査>

(6) M字型を示す女性の労働力

越前町の労働力率については、男性が台形を描くのに対し、女性は、国・県と比較して浅いながらも25歳から39歳までで一時的に低下するM字型を描きます。平成12年と平成17年を比較してもほぼ同じ数値であり、女性の労働力率に変化がないことが見られます。

◆図表 I - 10 労働力率の推移（越前町、福井県、全国）

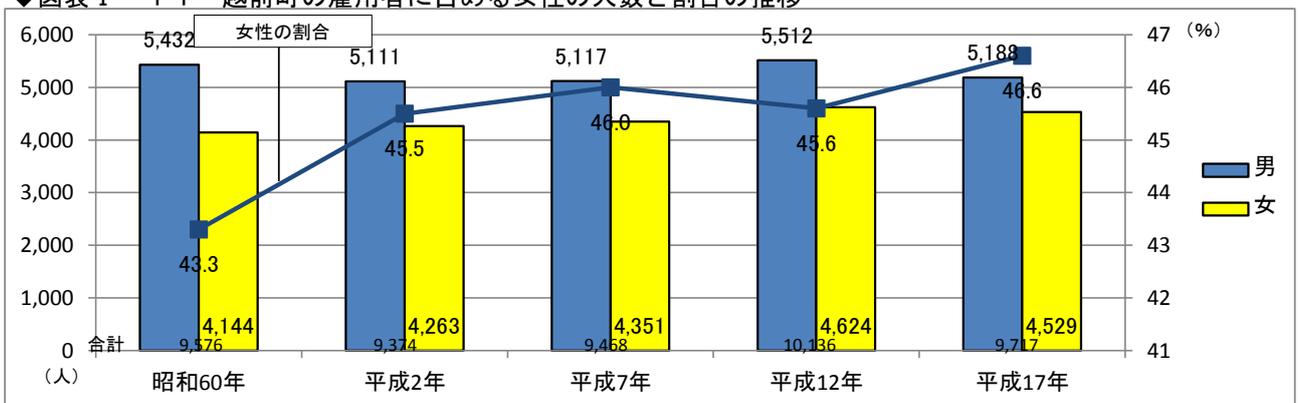


<資料：国勢調査>

(7) 女性の雇用者数と割合

雇用者に占める女性の割合は、昭和60年では43.3%であったが、平成17年には46.6%に増加しています。

◆図表 I - 11 越前町の雇用者に占める女性の人数と割合の推移

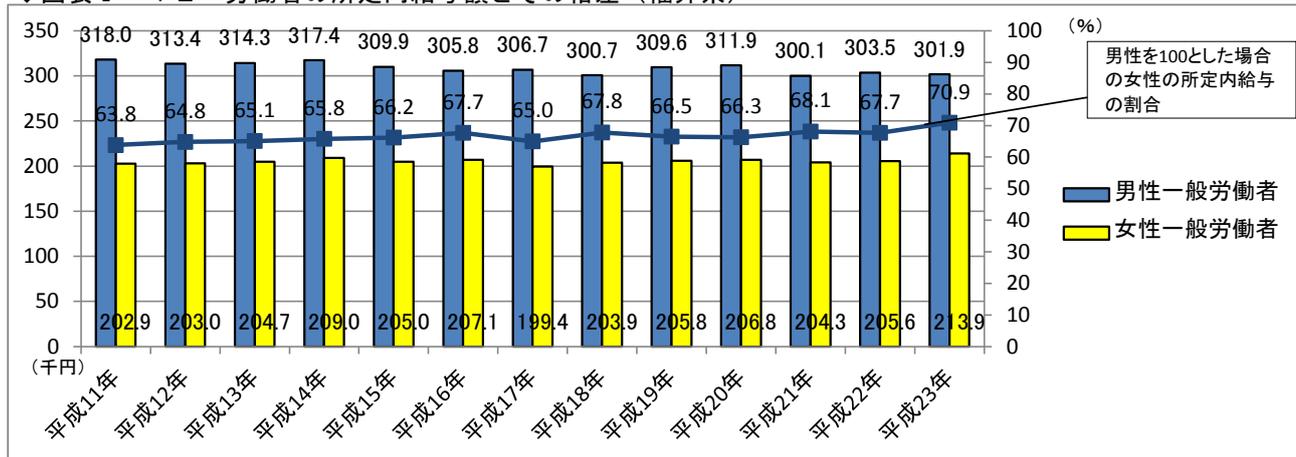


<資料：国勢調査>

(8) 男女の賃金

福井県の平成23年度の女性一般労働者の1ヶ月あたり所定内給与額は213,900円で、男性一般労働者の301,900円の70.9%となっています。

◆図表 I - 1 2 労働者の所定内給与額とその格差（福井県）



<資料：賃金構造基本調査>

(9) 商工観光分野における女性の参画状況

◆図表 I - 1 3 越前町の商工観光分野における女性の参画状況（平成22年度）

	総数 (人)	うち女性 (人)	女性の割合 (%)	資料
越前町商工会役員	35	6	17.1	越前町商工会調べ

(10) 農林水産業分野における女性の参画状況

越前町の農業就業者に占める女性の割合は56.2%、漁業就業者では1.4%です。しかし、農業協同組合の正組合員となっている割合は10.1%、森林組合員は5.0%、漁業協同組合の場合は1.1%、役員は共に0%であり、組合運営に女性が十分関与できていないのが現状です。

◆図表 I - 1 4 越前町の農林水産業分野における女性の参画の状況

	総数 (人)	うち女性 (人)	女性の割合 (%)	資料
農業就業人口	1,622	912	56.2	2005農林業センサス
漁業就業人口	432	6	1.4	2008漁業センサス
農業協同組合正組合員	2,508	253	10.1	平成23年2月 越前丹生農業協同組合調べ
農業協同組合役員	11	0	0.0	
丹生郡森林組合員	2,705	136	5.0	平成23年2月 丹生郡森林組合調べ
丹生郡森林組合役員	21	0	0.0	
漁業協同組合正組合員	899	10	1.1	平成23年2月 越前町漁業協同組合調べ
漁業協同組合役員	25	0	0.0	
農業委員数	26	1	3.8	平成22年度越前町調べ

(11) 経営への女性の参画状況

◆図表 I - 1 5 越前町の女性の経営参画状況（平成22年度）

	総数	うち女性	女性の割合 (%)	資料
認定農業者数 (人)	32	12	37.5	越前町調べ
林業士 (人)	5	0	0.0	
認定漁業士数 (人)	27	2	7.4	
家族経営協定締結数 (件)	14	14 (構成員に女性を含む)		
女性起業グループ数 (件)	10			

(12) 越前町内企業の就業環境（平成23年度越前町勤労者就業環境基礎調査から）

○調査の概要

1. 調査対象 越前町内常用労働者規模50人以上（平成22年）の11事業所
2. 調査方法 調査対象事業所あての書面による郵送調査
3. 調査基準日 平成23年12月31日現在
4. 回答状況 回答率100%

①就業規則、事業主行動計画の作成状況について

◆図表 I-16 就業規則、事業主行動計画の作成状況

(事業所数)

	作成している	作成していない
就業規則	11	0
事業主行動計画	7	4

②配偶者出産休暇について

◆図表 I-17

配偶者出産休暇の制度の有無

(事業所数)

	ある	ない
配偶者出産休暇についての規定	7	4

◆図表 I-18 配偶者出産休暇の利用状況について

(従業員数)

	正規	パート
配偶者が出産した男性従業員	121	0
規定あり	うち、配偶者出産休暇を利用した者(※)	
規定なし	2	0

平成22年4月1日～平成23年3月31日までの間

(※) 分割取得が可能な事業所の場合、延べ人数で集計

③育児休業制度について

◆図表 I-19

育児休業制度についての規定の有無

(事業所数)

	正規	パート
規定あり	11	5
規定なし	0	6

◆図表 I-20 育児休業制度の利用状況

(従業員数)

	男性	女性
出産した従業員数 (男性の場合は配偶者が出産した者)(※1)	123	50
うち、育児休業を開始した者の数 (開始予定の申出をしている者を含む)(※2)	3	95

(※1) 平成22年4月1日～平成23年3月31日までの間

(※2) 平成23年12月31日までの数

◆図表 I-21 育児休業制度利用者の利用期間別人数

(従業員数)

	22年度に育児休業を終了し、復職した者の合計	平成22年度に育児休業を終了し、復職した者の利用期間内訳								
		1カ月未満	1～3カ月未満	3～6カ月未満	6～8カ月未満	8～10カ月未満	10～12カ月未満	12～18カ月未満	18～24カ月未満	24カ月～
男性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性	22	0	1	5	2	0	4	7	2	1

④介護休業制度について

◆図表 I-22

介護休業制度についての規定の有無

(事業所数)

	正規	パート
規定あり	10	5
規定なし	1	6

◆図表 I-23

介護休業制度の利用状況

(従業員数)

	男性	女性
介護休業を開始した従業員数(H22年度中)	0	5

⑤仕事と家庭の両立支援について

◆図表 I-24 働きながら育児を行う従業員に対する支援措置の有無

(事業所数)

	短時間勤務制度	育児のために利用できるフレックスタイム制	始業・終業時間の繰上げ・繰り下げ	所定外労働の免除	事業所内託児施設	育児に要する費用の援助	1歳(特別の場合は1歳6ヵ月)以上の子を対象とする育児休業	その他
制度あり	9	1	4	6	0	0	2	2
制度なし	2	10	7	5	11	11	9	2

◆図表 I-25 看護休暇制度についての規定の有無

(事業所数)

規定あり	有給	5
	一部有給	0
	無給	4
規定なし		2

⑥ポジティブアクションについて

◆図表 I-26 ポジティブアクションの取り組み状況

(事業所数)

項目	行っている	行っていない	今後取り組みたい
女性の活用に関することの担当部局、責任者を定めるなどの社内の推進体制を整備	2	6	2
女性の活用状況や活用にあたっての問題点を調査・分析	2	7	1
女性活用のための計画を策定	1	8	1
採用時の面接・選考担当者に女性を含める	3	5	2
女性がいらない・少ない職務や役職に意欲と能力のある女性を積極的に配置	4	5	1
女性がいらない・少ない職務や役職に女性を配置するための教育訓練を積極的に実施	2	7	1
仕事と家庭の両立を支援する社内制度を充実	3	6	1
中間管理職の男性や同僚の男性に、女性活用の重要性について認識を深める啓発を実施	1	7	2
評価が性別によって影響されないような人事考課基準を明確に定める	5	5	0
体力差を補う器具・設備等の設置や、深夜勤務時の女性用休憩室、防犯面への配慮等を実施	4	6	0
女性従業員の意見や要望、相談を受ける窓口を設置	4	5	2
その他	0	3	0

II 政策・方針決定過程への女性の参画

(1) 越前町議会への女性の参画

◆図表Ⅱ-1 越前町議会議員に占める女性議員数と割合の推移

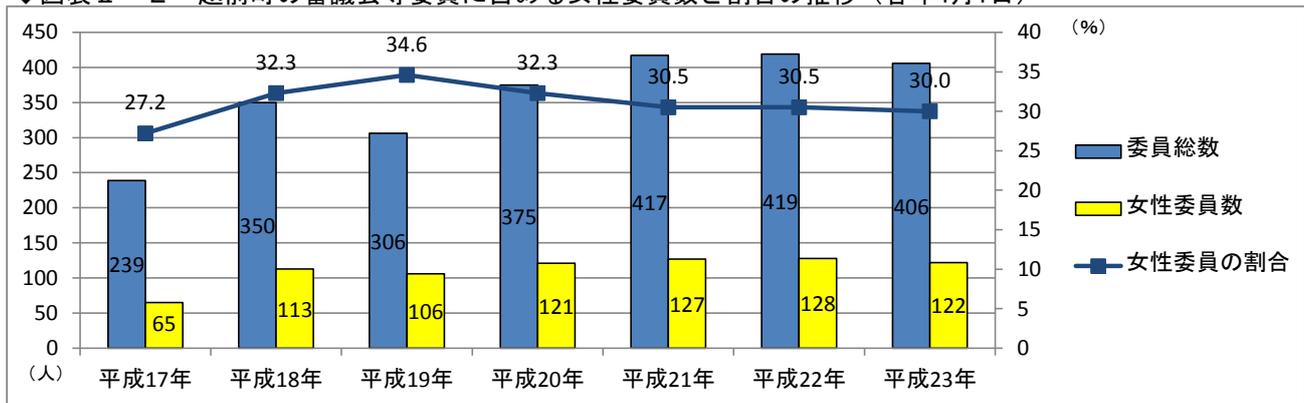
	議員総数 (人)	うち女性議員数 (人)	女性の割合 (%)
平成17年3月	26	0	0
平成21年3月	20	0	0

〈資料：越前町調べ〉

(2) 行政への女性の参画

審議会等に占める女性委員の割合は近年横ばい状況です。

◆図表Ⅱ-2 越前町の審議会等委員に占める女性委員数と割合の推移 (各年4月1日)



〈資料：越前町調べ〉

◆図表Ⅱ-3 越前町の審議会等における女性委員のいない審議会等数の推移 (各年4月1日)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総数	21	24	23	27	28	29	28
うち女性を含まない	4	6	6	4	4	3	3

〈資料：越前町調べ〉

◆図表Ⅱ-4 地方自治法第180条の5に基づく委員会における女性委員数の推移 (各年4月1日)

	定員 (人)	女性委員数 (人)						
		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
監査委員	2	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	4	1	1	1	1	1	1	1
固定資産評価審査委員会	4	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	26 (*)	1	1	1	1	1	1	1
教育委員会	5	2	2	2	1	1	1	1

(*) 平成19年までの定員は27人

〈資料：越前町調べ〉

(3) 地区役員への女性の参画状況

◆図表Ⅱ-5 区役員状況（平成23年12月現在）

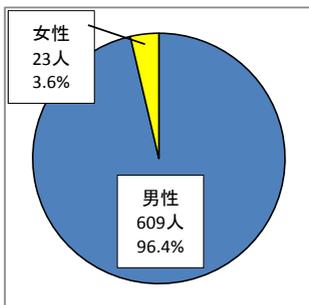
○回答率

調査表送付数	118 通
回答数	109 通
回答率	92.4 %

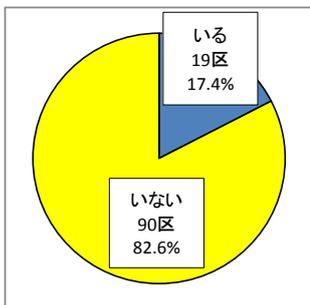
○区長、副区長、会計 (人)

	区長	副区長	会計
男性	118	57	39
女性	0	0	2

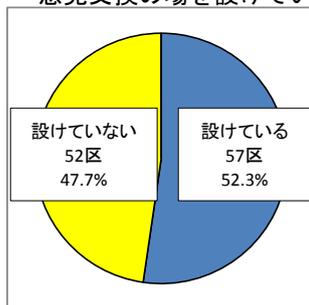
○その他の役員



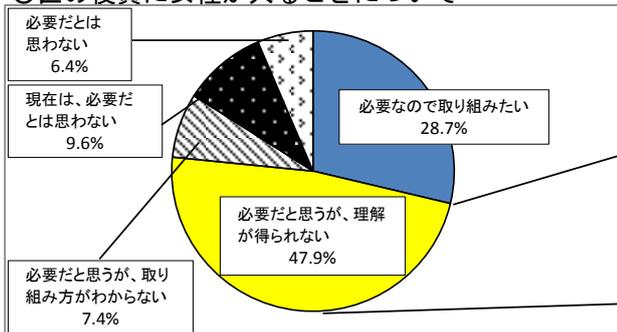
○女性役員がいる区



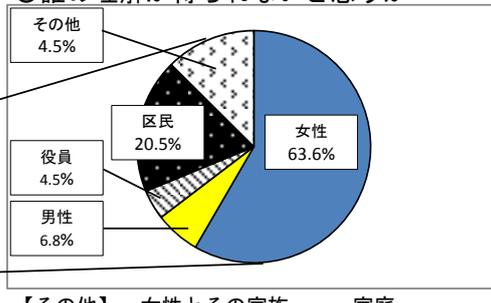
○役員会や総会以外に区民との意見交換の場を設けている区



○区の役員に女性が入ることについて

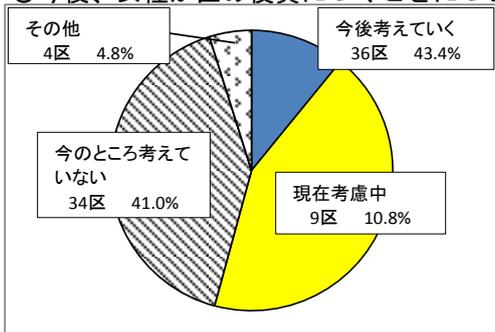


○誰の理解が得られないと思うか



【その他】・女性とその家族 ・家庭

○今後、女性が区の役員につくことについて



【その他】・女性は役を受けてくれないだろうという意識がある。
・今のところわからない など

○自由意見（抜粋）

- ・婦人会活動が無くなっている現状で、女性の意識があるとはいえない。
- ・女性の意見に希望を持って進めているが、女性のほうでしりごみしている現状。
- ・女性の側にも積極的な意見は無く、現在の枠組みでも十分に意見を反映できていると考えているようです。
- ・各種団体を交えた会合を多くすれば、女性が役員に入らなくてもよいと思う。
- ・昔からの慣習で区の役員は男性であり、女性になってもらう事は困難だと思う。
- ・区の役員は、世帯主から出てくるので、現実的に女性登用に結びつかない。
- ・区の事業運営に参加するのは一軒につき一人が代表。家を代表するのは男性。とすると、女性が役員になるのは限られる。中枢を担うにはルールづくり等が必要になる。
- ・区の規約を改正して、婦人会代表を役員に入れる等の措置も一法。
- ・女性が役員になりやすい環境づくり等は必要と考える。
- ・必要だ、必要でないということではなく、区民の合意のもとに区の役員に女性が入ってもらえばよい。区の役員に女性が入ることに何ら抵抗はない。

〈資料：区役員の状況調べ（越前町）〉

◆図表Ⅱ-6 区役員における女性役員数の推移

	回答率 (%)	女性役員のいる区	区長 (人)		副区長 (人)		会計 (人)		その他の役員 (人)	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平成21年	90.2	15	123	0	55	0	46	4	529	18
平成22年	74.8	24	123	0	39	0	30	0	620	52
平成23年	92.4	19	118	0	57	0	39	2	609	23

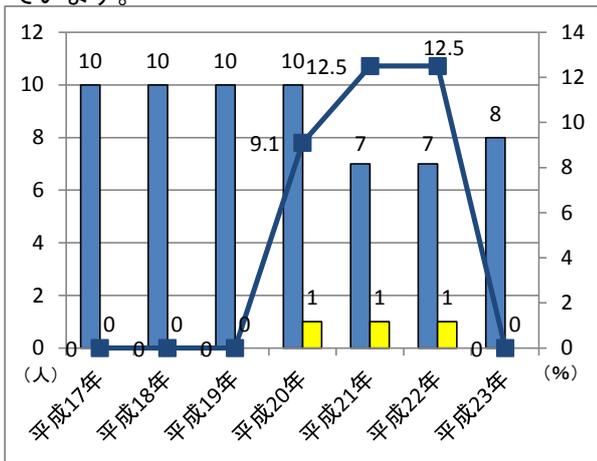
〈資料：区役員の状況調べ（越前町）〉

(4) 越前町役場管理職に占める女性の人数と割合

◆図表Ⅱ－9 越前町役場管理職等に占める女性の人数と割合

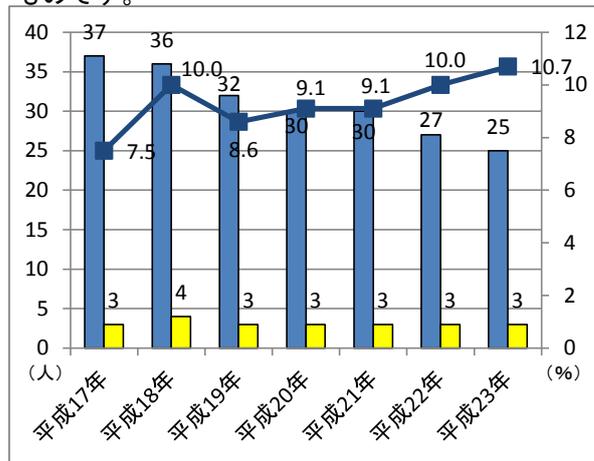
○理事級

理事級職員に占める女性の割合は、平成22年度に12.5%と伸びたが、平成23年度には再び0となっています。



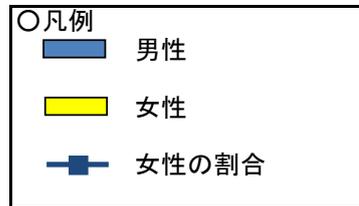
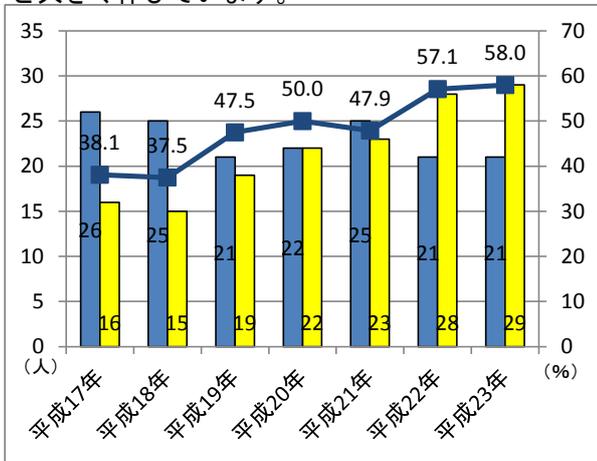
○課長級

課長級職員に占める女性の割合は、平成23年度に10.7%に伸びたのは、総数が減ったことによるものです。



○課長補佐級

課長補佐級職員に占める女性の割合は、平成17年度では38.2%であったが、平成23年度には58.0%と大きく伸びています。



<資料：越前町調べ>

(5) 越前町内学校における女性の参画状況

◆図表Ⅱ－10 越前町内学校の管理職(校長・教頭)における女性の参画の推移

	総数(人)	女性の管理職数(人)						
		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
小学校	校長	8	0	0	0	2	3	4
	教頭	8	3	4	5	6	6	6
中学校	校長	4(*)	1	1	0	0	0	0
	教頭	4(*)	0	1	2	3	2	1
高等学校	校長	1	0	0	0	0	1	1
	教頭	1	0	1	1	0	0	0

(*)平成20年までは5人

<資料：学校基本調査>

◆図表Ⅱ－11 越前町内学校の児童会長、生徒会長の状況

凡例 ●：男子 ○：女子 (数字は学年)

		小学校児童会長(萩野小:生活委員長、織田小:企画委員会運営部長)							中学校生徒会長				生徒会長	
		朝日	常磐	糸生	宮崎	四ヶ浦	城崎	織田	萩野	朝日	宮崎	越前	織田	丹生高等学校
H23	前期	●6	●6	●6	●6	○6	○6	●6	○6	●3	●3	●3	●3	○3
	後期	●6	●6	●6	●6	○6	○6	●6	○6	●2	○2	●2	●2	○2

<越前町調べ>

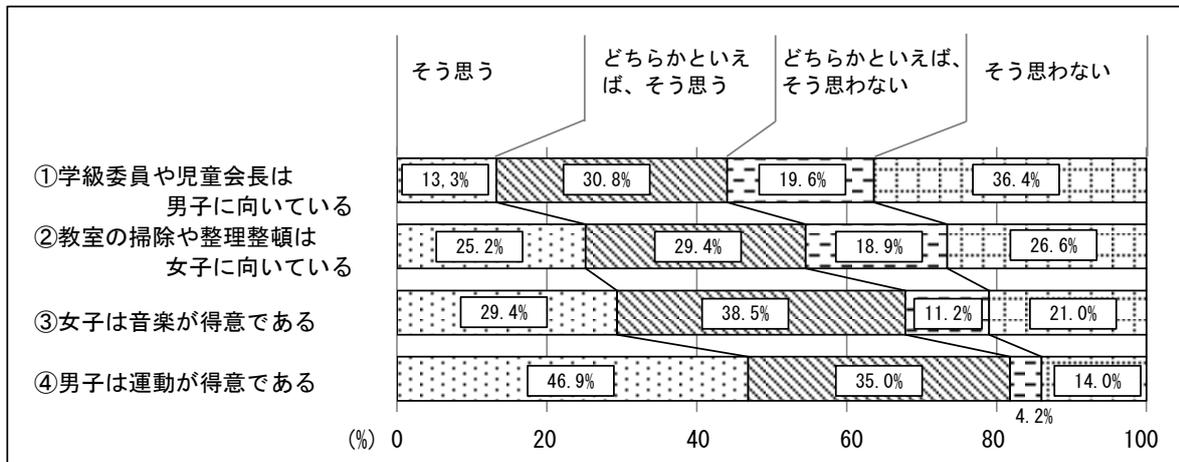
Ⅲ 小・中学生の意識と生活（平成23年度気づき事業学校編アンケート結果から）

【小学生編】

○調査の概要 1. 対象 平成23年度気づき事業（学校編）男女共同参画室出前講座受講生
（朝日・常磐・四ヶ浦・城崎・織田・萩野各小学校5年生）
2. 人数 小学生：143人（女子 66人、男子 76人、性別無回答 1人）

（1）男女の性差についての意識

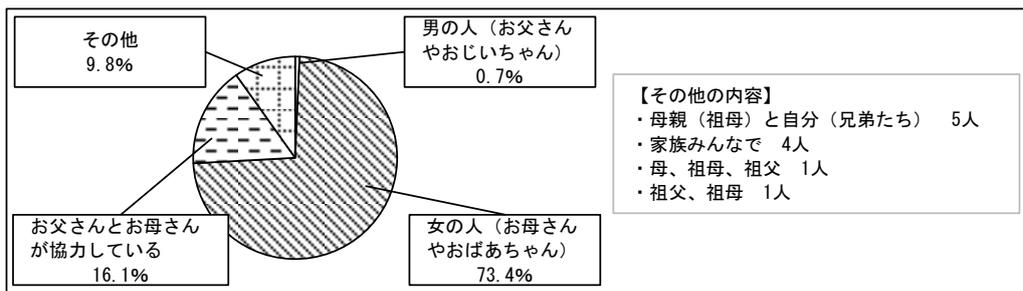
◆図表Ⅲ－1 性別による役割分担、性差について（小学生）



（2）家庭における家事分担

◆図表Ⅲ－2 家庭での家事分担について

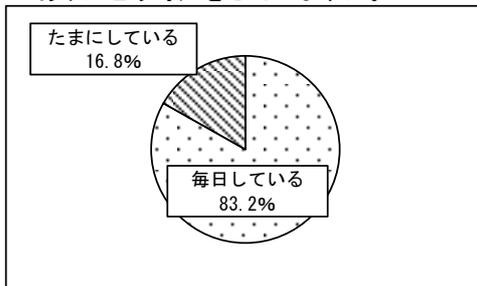
問：あなたの家では、食事の支度や掃除・洗濯などの家事は誰がしていますか。



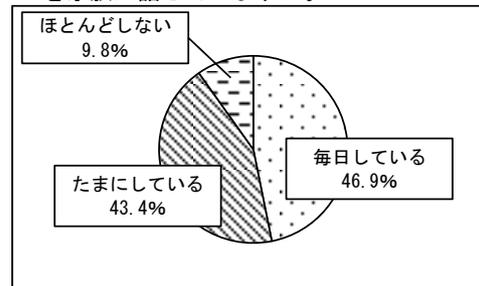
（3）家庭におけるコミュニケーション

◆図表Ⅲ－3 家庭でのコミュニケーションについて（小学生）

①あなたは家族に声かけ（おはよう、ありがとう等）をしていますか。



②あなたはその日にあった出来事などを家族に話していますか。

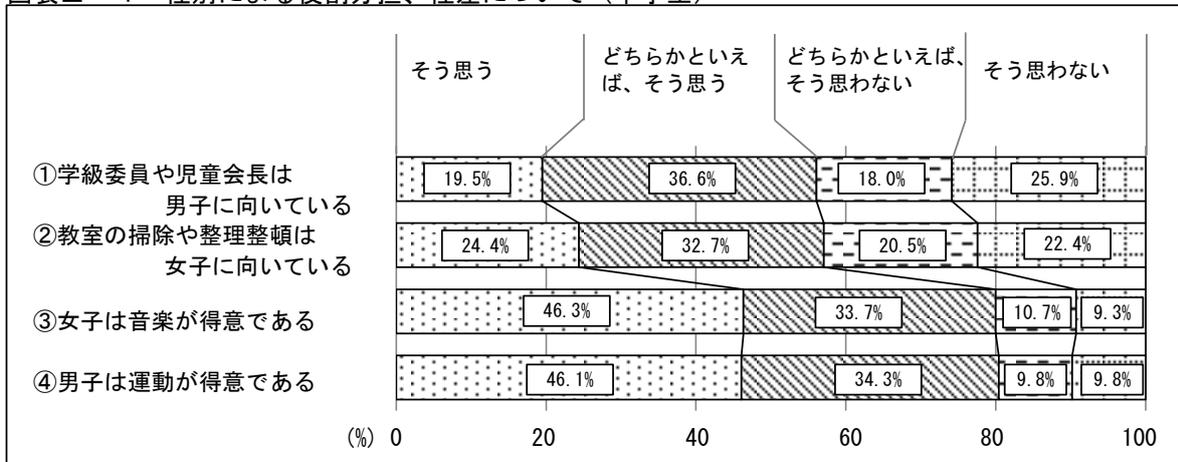


【中学生編】

○調査の概要 1. 対象 平成23年度気づき事業（学校編）受講生
 （朝日中学校2年生、宮崎・越前・織田各中学校1年生）
 2. 人数 中学生：205人（女子105人、男子 99人、不明 1）
 ※授業の内容によって、一部設問が異なる

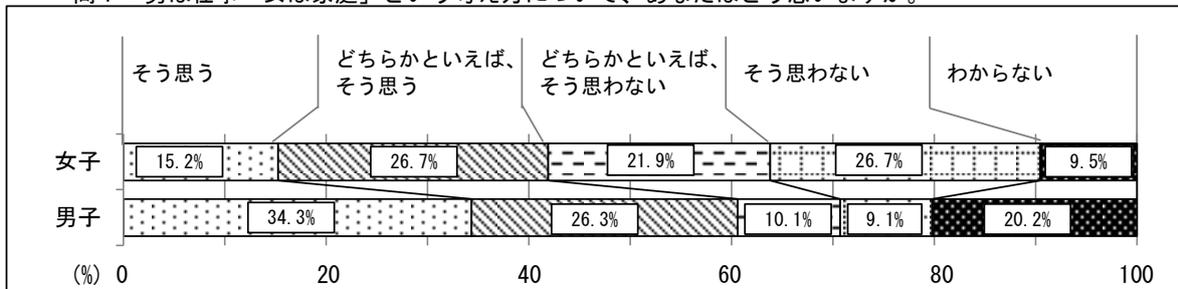
(1) 男女の性差についての意識

◆図表Ⅲ-4 性別による役割分担、性差について（中学生）



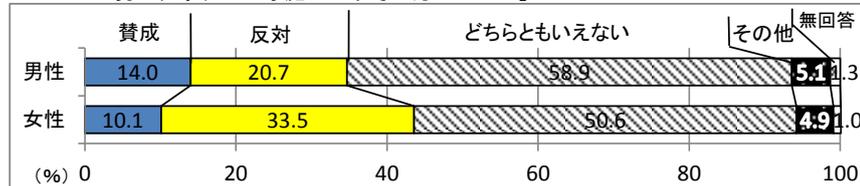
◆図表Ⅲ-5 性別役割分担について

問：「男は仕事・女は家庭」という考え方について、あなたはどのように思いますか。



【参考：平成21年度 男女共同参画に関する町民意識調査より】

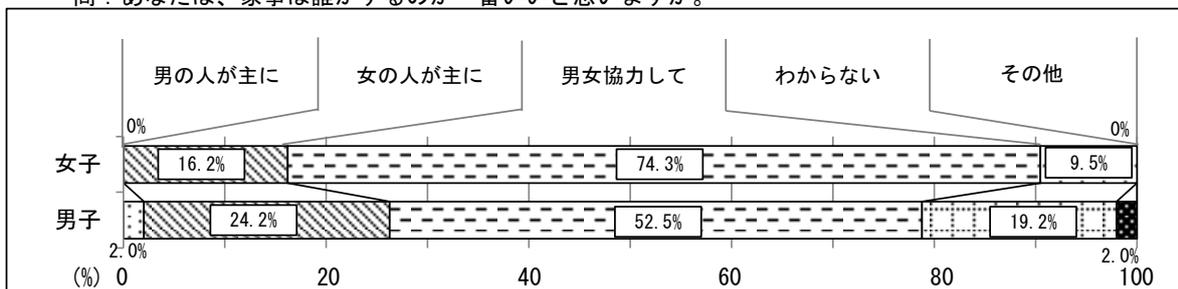
「男は仕事、女は家庭という考え方について」



(2) 家庭生活における男女の意識の差

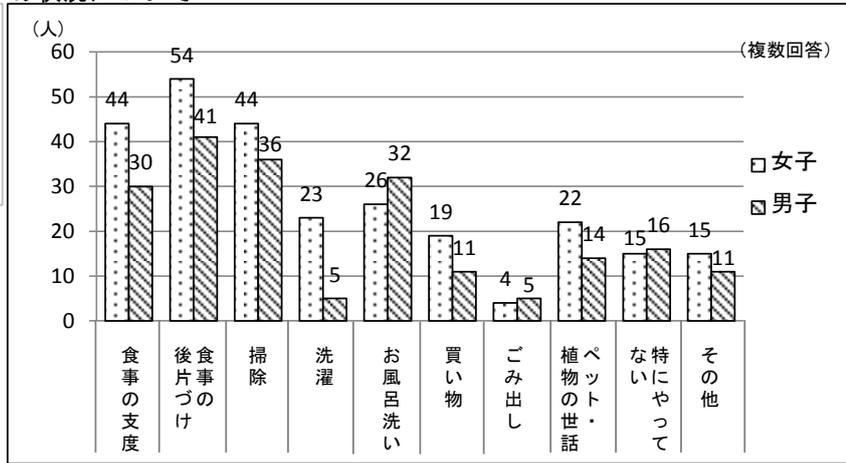
◆図表Ⅲ-6 家庭での役割分担について

問：あなたは、家事は誰がするのが一番いいと思いますか。



◆図表Ⅲ-7 家庭での手伝いの状況について

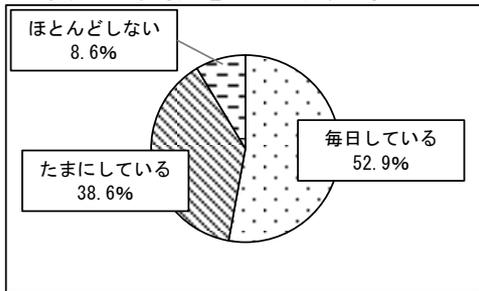
・手伝いをしている
 女子：85.7%
 (105人中90人)
 男子：83.8%
 (99人中83人)



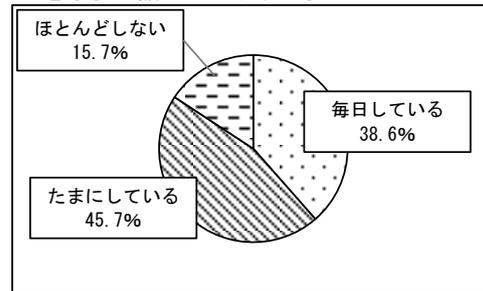
(3) 家庭におけるコミュニケーション (越前中学校、織田中学校のみ)

◆図表Ⅲ-8 家庭でのコミュニケーションについて (中学生)

①あなたは家族に声かけ (おはよう、ありがとう等) をしていますか。

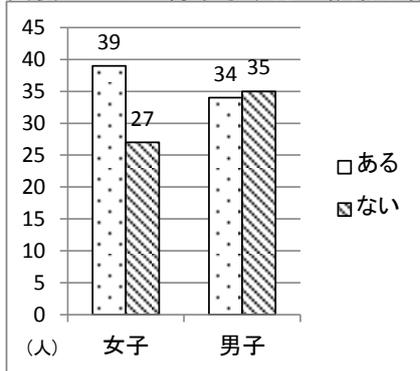


②あなたはその日にあった出来事などを家族に話していますか。



(4) 将来の職業 (朝日中学校、宮崎中学校のみ)

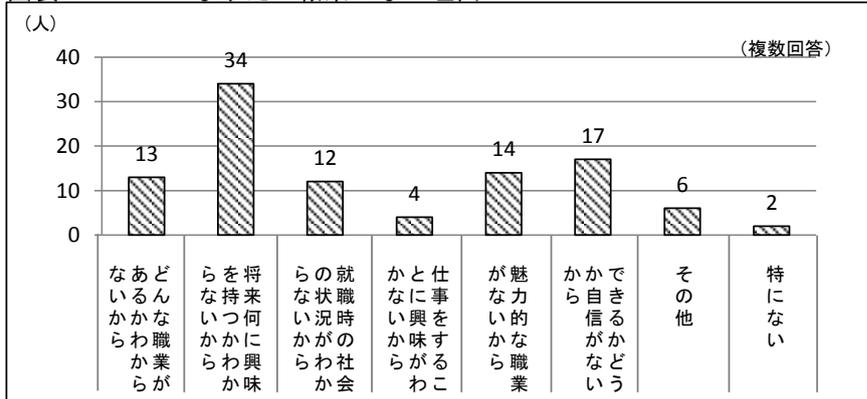
◆図表Ⅲ-9 将来なりたい職業の有無



◆図表Ⅲ-10 なりたい職業一覧

- 【女子】
 ・子ども関係 (保育士等) 10人 ・介護士等3人 ・看護師2人 ・動物飼育員2人 ・トリマー2人 ・ファッション関係3人 ・スポーツ関係 (開発含) 3人 ・アニメーター ・医療事務 ・インテリアデザイナー ・音楽関係 ・キャビンアテンダント ・芸人 ・建築家 ・司書 ・警察官 ・獣医 ・小説家 ・声優 ・パティシエ ・編集者 ・美容師 ・マッサージ師 ・メイクアップアーティスト
- 【男子】
 ・PC関係 (プログラマー等) 5人 ・教師4人 ・警察官3人 ・公務員2人 ・自動車整備士2人 ・国際公務員 ・会社員 ・医師 ・機械技師 ・技術者 ・子ども関係 ・自然関係 ・書道の先生 ・小説家 ・獣医 ・声優 ・重機オペレーター ・スポーツ関係 ・設計士 ・大工 ・ソフトテニスラケット開発者 ・調理師 ・トラック運転手 ・物づくり

◆図表Ⅲ-11 なりたい職業がない理由



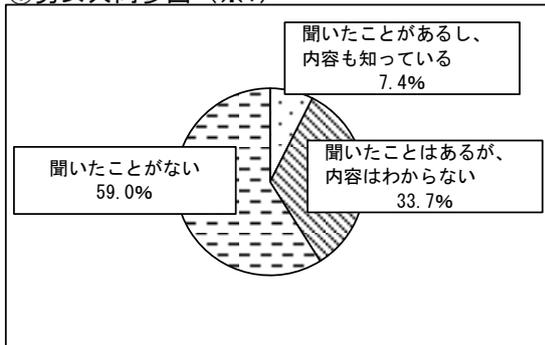
【その他の内容】

- ・自分のことをよく考えて、自分にあつた仕事を探したいから。
- ・自分はどんな仕事に向いているかわからないし、やりたい! というものも特に無いから。
- ・たくさんある中から決められないから。
- ・いろいろありすぎて何をしたいのかわからない。
- ・あまり職業について考えたことがない。
- ・どの仕事か合うかわからない。

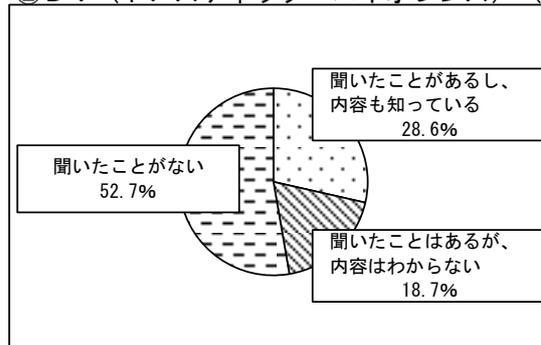
(5) 男女共同参画に関する言葉の認知度

◆図表Ⅲ－12 男女共同参画に関する言葉の認知度について

①男女共同参画 (※1)



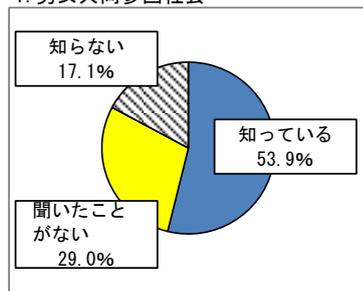
②DV (ドメスティック・バイオレンス) (※2)



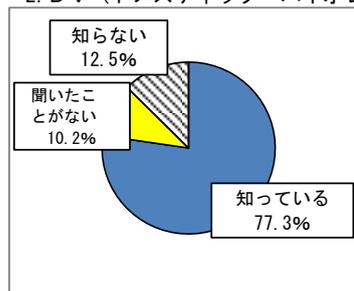
【参考：平成21年度 男女共同参画に関する町民意識調査より】

男女共同参画に関する用語の知識について

1. 男女共同参画社会



2. DV (ドメスティック・バイオレンス)



(※1) 男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うこと。

(※2) 一般的に「夫や恋人など親密な関係にある、又は、親密な関係にあった男性から女性に向けられる暴力」の意味。暴力には、身体的暴力ばかりでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などがある。若い内からの人権尊重の意識づくりとして、高校生や大学生対象に「デートDV防止プログラム」などがある。

第2部 越前町の男女共同参画施策の 実施状況

I. 平成 23 年度の主な取り組み

1. 男女共同参画のつどい事業

日 時：平成 23 年 10 月 22 日(土) 13:30～16:30
会 場：越前町生涯学習センター朝日多目的ホール
主 催：えちぜん男女共同参画のつどい実行委員会
参加数：350 余名

☆プログラム☆

○オープニング ちびっこ明神たいこ
男女共同参画都市宣言文唱和



オープニング (ちびっこ明神たいこ)

○トークセッション テーマ「認め愛 あなたも私も輝いて！」
コーディネーター：冨永良史さん (発創デザイン研究室代表)
パネリスト：吉田正夫さん (岩開区長)
山崎としきさん (前まちづくり推進員)
河合亮子さん (まちづくり推進員副会長)



パネラーの素直な意見に会場も共感

○講演

演題：「亭主力の時代。」

講師：全国亭主関白協会会長 天野周一氏

(1999 年に「亭主が変われば日本が変わる！」を合言葉に、全国亭主関白協会を設立。)

“亭主関白”についてのユニークな解釈と、「愛の三原則」や「非勝三原則」など、“夫婦円満の秘訣”を伝授しました。



質問に答える天野氏

<参加者アンケートより>

◎あつという間に時間が経ちました。とってもためになり、おもしろい講演でした！

もっともっと多くの人、特に若い人にも来てほしいです。(40代女性)

◎コーディネーターの進め方が新鮮で、パネリストの素直な言葉が印象的。(60代女性)

◎「ごめんなさい・ありがとう・愛してる」の言葉と、亭主関白の本当の意味がわかった。面白い講演だった。(60代男性)

◎毎年、いろいろな形で男女共同参画にかかわる話題を取り上げていただき、色々勉強させてもらっています。(50代女性)

2. 男女共同参画エンパワーメント事業

(1) 研修機会の提供

対 象：えちぜん男女共同参画まちづくり推進員、町男女共同参画ネットワーク等

①ヌエックリーダー研修（女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画推進研修）

内 容：地域の男女共同参画を積極的に推進するリーダーとして必要な知識やマネジメント能力、ネットワーク力を身につけるために、高度で専門的な研修を行う。

日 程：平成 23 年 6 月 20 日(月)～22 日(水)

会 場：国立女性教育会館（埼玉県嵐山町）

参加者：島田豊治（えちぜん男女共同参画まちづくり推進員）

内藤尚子（越前町男女共同参画ネットワーク）

後藤貞子（越前町男女共同参画ネットワーク）



意見を交わしながら熱心に受講

②日本女性会議 2011 松江 語ろう・紡ごう、“だんだん”の縁(えにし)を世界へ

内 容：男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決策を探るとともに、参加者相互の交流の促進や情報のネットワーク化を図ることを目的として、全国規模の会議を行う。

日 程：平成 23 年 10 月 14 日(金)～15 日(土)

会 場：くにびきメッセ、松江テルサ（島根県松江市）

参加者：鈴木文夫（えちぜん男女共同参画まちづくり推進員）

河合亮子（えちぜん男女共同参画まちづくり推進員）

山田陽子（公募）



会場「くにびきメッセ」前にて

(2) ふくい女性ネット(第 4 期)への参加（平成 23 年 4 月～平成 25 年 3 月の 2 年間）

参加者：越前町役場監理課 谷口悦子主事

平成 20 年 1 月発足の「ふくい女性ネット」は、県内各企業等から派遣された女性が、リーダーとして必要な資質を学ぶと共に、他のメンバーや他団体との交流をとおして相互研鑽と情報発信を行う組織である。

本ネットに越前町役場が参加することで、ロールモデルの育成ならびに女子職員の意欲向上、活躍促進につなげることを目的としている。

平成 24 年 1 月 21 日（土）にユー・アイふくいで開催された公開講演会では、町役場職員 5 人が「《仕事/家庭/育児》のトライアングル・ハッピーな生き方」を受講して研鑽に努めた。



例会の様子

(3)越前町男女共同参画ネットワークへの助成

越前町の啓発推進母体として、加盟団体や個人会員が様々な活動を展開しています。

○平成 23 年度加盟数：17 団体、5 個人（延べ人数 6,656 人）

○平成 23 年度の主な活動

- ・総会および理事会
- ・大野ネットワーク交流会：越前町朝寿殿、平成 23 年 8 月 23 日
- ・町政学習会：2 回
- ・広報誌発行：2 回（9 月、3 月）
- ・鯖丹地区リーダー研修会：(株)福井村田製作所宮崎工場視察、平成 23 年 12 月 7 日
- ・えちぜん男女共同参画のつどい実行委員会参画
- ・町研修や県研修への参加
- ・日本女性会議 2011 松江への参加（5 名）

大野・越前町ネットワーク交流会



男性会員の意見を聞く



すぐ打ち解けて、情報交換に話がはずむ



町政学習会



第 1 回町政学習会

第 1 回：平成 23 年 11 月 9 日（講師：総務理事）

- ・優秀な人材の確保、育成について
- ・観光振興策、特産品の魅力向上について
- ・財政の健全化、行政組織のスリム化について
- ・人口増加策、雇用環境充実について
- ・地域における女性の参画促進について
- ・災害発生時の対策について 等



第 2 回町政学習会

第 2 回：平成 24 年 2 月 21 日（講師：民生理事）

<座談会形式で開催>

- ・ゴミ処理について
- ・高齢者に関すること

3. 男女共同参画気づき事業

学校や地域（地区・団体等）で気づき事業を実施し、男女共同参画の必要性に気づき、実践するきっかけの場を提供しました。また、児童・生徒の感想や事業内容をまとめた報告集を作成して、関係者や希望者に配布し啓発に活かしています。



織田中学校(講師:富永良史氏)



平等壮年会料理教室(講師:野路直美氏)



小学校出前講座(朝日小学校)

<実施状況>

◆学校編

学校名	日時		学年	人数	講座名・内容等	講師（敬称略）	
朝日小学校	6月7日	5限目	火	5	67	みんなで仲良く遊ぶには？	男女共同参画室
常磐小学校	6月21日	5限目	火	5	4	認め合うってどういうこと？	男女共同参画室
糸生小学校	6月3日	6限目	金	5	16	「じぶん」を「みんな」で探そう！	富永良史(※1)
宮崎小学校	11月18日	5限目	火	5	44	「じぶん」を「みんな」で探そう！	富永良史(※1)
四ヶ浦小学校	5月24日	3限目	火	5	12	男女仲良く遊ぶには？	男女共同参画室
城崎小学校	6月30日	5限目	木	5	15	進んで発表できるクラスづくり	男女共同参画室
織田小学校	12月9日	3限目	金	5	36	寸劇（聞き方）、ほめ言葉カード	男女共同参画室
萩野小学校	12月7日	5限目	水	5	9	寸劇（聞き方）、ほめ言葉カード	男女共同参画室
朝日中学校	7月13日 5,6限目	火	2	111	ようこそ先輩！～自分らしく仕事にチャレンジする先輩たち～	消防士：渡邊章雄 保育士：芝田優子 生活相談員：憂山法広 調理師：内藤淑恵 公務員：橋谷清美	
宮崎中学校	6月13日	5限目	月	1	36	自分らしさを考える	富永良史(※1)
	1月26日	6限目	木			ようこそ先輩！	木原由貴（大学事務職員）
越前中学校	10月21日	5限目	金	1	35	自分らしさを考える	武内昭子(※2)
	2月15日	6限目	水			ようこそ先輩！	田中麻耶（看護師）
織田中学校	6月22日	5限目	水	1	39	「あなた」と「わたし」は、 なんで違うんだろう？	富永良史(※1)
	9月22日	5限目	木			自分らしさを考える	武内昭子(※2)

(※1) 富永良史（発創デザイン研究室） (※2) 武内昭子（NPO 男女平等推進協会えちぜん）

◆地域編 【新規：5件、継続：3件】

	主催	開催時期	内容・講師（敬称略）	人数
継続	新庄地区	7月17日（日）	・消火訓練（講師：消防士、消防団員） ・男女共同参画啓発ビデオ視聴とレクリエーション	56
新規	小樟区	10月2日（日）	・救急救命講習（講師：救急救命士） ・男女共同参画室出前講座	31
新規	梅浦区	10月15日（土）	・ワークショップ（講師：富永良史） テーマ「うめうらは、どんなまち？」	28
新規	栃川防災会 炊出し給水班	6月1日～10月2日	・各班会議、講習会等	179
		10月30日（日）	・炊出し訓練	
		12月11日（日）	・防災全体会議、男女共同参画出前講座	
継続	白浜地区婦人会・ 壮年会・子ども会	11月3日（木、祝）	・救急救命講習（講師：救急救命士） ・料理教室（講師：出店慎一郎）	23
継続	頭谷区	11月10日（木）	・講演会（講師：赤澤淳子）	9
		2月12日（日）	・そば打ち体験等	15
新規	平等壮年会	11月13日（日）	・パパの料理教室（講師：野路直美） ・家族との食事会と啓発ビデオ視聴	24
新規	北区婦人会	12月4日（日）	・男女共同参画室出前講座と啓発ビデオ視聴 ・意見交換会「楽習会」	22

4. えちぜん男女共同参画まちづくり推進員会

町議会代表者、区長会代表者、企業推薦者、各地区推薦者で構成。（町長委嘱、任期2年今期25名）

地域で実施する気づき事業の企画や「えちぜん男女共同参画のつどい実行委員会」への参画、また各種研修への参加をとおして、町内への啓発と自身の理解を深めました。

<開催状況>

会議	開催日等				内容
委嘱式 第1回	平成23年5月23日(月) 役場別館 ホール				・委嘱状の交付 ・会長・副会長選出
第2回	朝日	6月14日(火)	越前	6月10日(金)	地区ごとに開催 ・気づき事業の企画について ・つどい企画委員会の報告
	宮崎	6月17日(金)	織田	6月15日(水)	
第3回	朝日	7月12日(火)	越前	7月8日(金)	
	宮崎	7月19日(火)	織田	7月20日(水)	
第4回	平成24年3月15日(木)				・研修会ほか 講師：富永良史氏



朝日地区会議



宮崎地区会議



越前地区会議



織田地区会議

5. 越前町男女共同参画審議会

町男女共同参画推進条例第 15 条に基づき、男女共同参画推進に関する事項を調査審議する機関として町長が依嘱しました。(任期 2 年 10 名以内) 今期の委員は、町商工会、区長会、並びに関係機関や推進団体等の代表者と公募者による 10 名です。

本町の男女共同参画の施策について、プランや年次報告、気づき事業報告集をもとに審議しました。



第 1 回会議

<開催状況>

会議	開催日等	内容
第 1 回	平成 23 年 6 月 10 日(金) 役場別館 ホール	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度年次報告書、気づき事業報告集について えちぜん男女共同参画プラン (改定) について 平成 23 年度事業計画について
第 2 回	平成 24 年 2 月 29 日(水) 役場別館 ホール	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度年次報告書について 平成 23 年度気づき事業報告集について

6. 越前町男女共同参画推進ワーキンググループ

本町職員 17 名で構成され、本町における男女共同参画社会の形成促進に関する施策の検討や「えちぜん男女共同参画のつどい実行委員会」への参画、研修をとおして、庁舎内での推進、スタッフ自身の男女共同参画への理解を深めました。



グループ討議結果を発表

<開催状況>

会議	開催日等	内容
第 1 回	平成 23 年 5 月 23 日(月) 役場別館 ホール	<ul style="list-style-type: none"> リーダー、サブリーダーの選出 グループ討議 テーマ：地域コミュニティについて考える
第 2 回	平成 23 年 10 月 28 日 (金) 役場別館 ホール	<ul style="list-style-type: none"> 研修会 テーマ：スタッフ 17 人の共同参画を考える 講師：富永良史氏 (発創デザイン研究室)
第 3 回	平成 24 年 1 月 23 日 (月) 役場別館 ホール	<ul style="list-style-type: none"> グループ討議 テーマ：次年度のつどいについて

7. 男女共同参画PR事業

(1) 参画室出前講座

平成22年度に引き続き出前講座を実施して、本町の取り組みについてより広いPRに努めました。

<実施状況>

対 象	開催日	会 場	参加数 (人)
あすなる会	平成23年7月7日(木)	かれい崎荘	13
小樟区気づき事業	〃 10月2日(日)	くすのき会館	25
北区婦人会気づき事業	〃 12月4日(日)	北区集落センター	22
栃川防災会気づき事業	〃 12月11日(日)	栃川区集落センター	28
小曾原区婦人会	平成24年1月15日(日)	若竹荘	22
厨区各種団体	〃 2月5日(日)	厨区民会館	20



あすなる会出前講座



栃川区出前講座



小曾原婦人会出前講座

(2) PRグッズ関連

名 称	内 容 (設置場所、時期など)
宣言都市のぼり旗	役場、宮崎コミュニティセンター、越前コミュニティセンター (6月、10月)
宣言都市懸垂幕	役場、越前コミュニティセンター (6月、10月)
宣言都市横断幕	江波 (国道365号) に設置 (6月)



横断幕 (江波)



懸垂幕、のぼり旗 (越前CC)



懸垂幕、のぼり旗 (本庁舎前)

(3) 関連行事

名 称：男女共同参画月間普及啓発キャンペーン

主 催：県、越前町

日 時：平成23年6月1日(水) 11:00~12:00

場 所：ホームセンターヤマキシ朝日店前駐車場

内 容：越前町男女共同参画ネットワークと共同で街頭キャンペーン
(県作成チラシとボールペンの配布：200枚/個)



「男女共同参画月間」をPR

II. 主な施策の内容と推進状況

基本目標Ⅰ とともに築く家庭・地域

重点目標1 男女がともに担う家庭・地域づくり

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額 H22年度	予算額 H23年度	担当課
1 家庭生活における 男女共同参画の促進	家事・育児・介護等は、家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭における男女の参画を促進する。	料理教室	36	70	生涯学習センター
		家庭教育学級	120	175	
		生涯学習講座	230	250	
		えちぜん男女共同参画のつどい	720	720	男女共同参画室
		気づき事業(地域・団体編)	380	440	
2 家庭における 男女平等と自立の 促進	幼少期から、男女で差別することのないような子育ての啓発に努め、家庭における男女平等と自立を促進する。	家庭教育学級・生涯学習講座(再掲 I①1)			生涯学習課 生涯学習センター
		保護者向け講座・講演	—	—	保育所
		気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)			男女共同参画室
3 男女がともに 参画する地域づくり の促進	区長会等において意識啓発に努め、地域における様々な活動の中で積極的な導入を図る。	区長会等への啓発	—	—	総務課・ 住民サービス室
	地域の様々な活動の中に、男女共同参画の視点の導入を働きかけ、男女がともに参画する地域づくりを促進する。	えちぜん男女共同参画まちづくり推進委員会	220	308	男女共同参画室
		えちぜん男女共同参画のつどい(再掲 I①1)			
		気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)			
		「気づき事業報告集」作成・配布	154	140	
4 町民の自主的な活動 の支援・促進	職員に対する意識啓発を行い、それぞれの地域における住民の自主的な活動を推進する。	職員研修	—	—	総務課
		指導・助言	—	—	生涯学習課
	男女共同参画を推進する活動への支援を図り、男女が共に地域活動やボランティア活動などに参画する町民の自主的な活動を促進する。	地区公民館活動事業	195	195	生涯学習センター
		男女共同参画ネットワーク(助成)	682	682	男女共同参画室
		気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)			

2,737 2,980

重点目標2 家庭・地域での習慣の見直しと意識の改革

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額 H22年度	予算額 H23年度	担当課
1 男女共同参画の 視点からの慣習 ・しきたりの見直し	区長会を通じて、各区において実施する事業や行事の中での慣習やしきたりについて見直しを進める。	区長会等への啓発(再掲 I①3)			総務課・ 住民サービス室
		ビデオ視聴による啓発	—	—	生涯学習センター
		生涯学習講座(再掲 I①1)			
		地区公民館活動事業(再掲 I①4)			
		気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)			男女共同参画室
2 地域への啓発活動の 促進	各区長や委員に対し、地域における活動の促進を働きかける。	区長会等への啓発(再掲 I①3)			総務課・ 住民サービス室
	地域への啓発を促進し、男女共同参画に対する理解を広げる。	条例リーフレット・プラン等配布	173	520	男女共同参画室
		気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)			

173 520

重点目標3 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額 H22年度	予算額 H23年度	担当課
1 審議会等への女性の参画の促進	町の各種審議会等への女性登用を積極的に進め、平成27年度末までの早い時期に35%とする。	審議会などの委員選考時に、女性委員を積極的に登用する(人材発掘)	—	—	全庁
		審議会等への女性委員の登用状況を調査し、その結果を公表する。	—	—	総務課
		年次報告	69	—	男女共同参画室
2 地域の政策・方針決定過程への女性の参画の促進	地域の様々な活動の中に、男女共同参画の視点の導入を働きかけ、女性の参画を促進する	区長会等への啓発(再掲 I①3)	—	—	総務課・住民サービス室
		広報連載	—	—	男女共同参画室
	地域の女性登用状況を調査し、その結果を公表する。	広報に掲載(活動内容を含む)(再掲 I③1)	—	—	総務課 男女共同参画室
3 女性のエンパワーメントの促進	女性が様々な分野に意欲的に参画することが出来るよう、生涯にわたる学習機会の確保・充実を図り、女性のエンパワーメントを促進する。	団体への指導・助言	—	—	生涯学習課
		IT講座	150	180	生涯学習センター
			90	90	
			175	240	
			120	120	
		生涯学習講座(再掲 I①1)	—	—	男女共同参画室
		日本女性会議参加事業	81	140	
		ヌエックリーダー研修	123	124	
		ふくい女性ネット等の参加推薦	—	—	
		男女共同参画ネットワーク(助成)(再掲 I①4)	—	—	
気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)	—	—	男女共同参画室		
県及び他市町男女共同参画センター等との連携	—	—			

808

894

基本目標Ⅱ とともに活躍できる職場

重点目標1 働く場における男女平等の実現

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H22年度	H23年度	
1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	実質的な男女の機会均等を確保する方策について検討するとともに、職員の意識改革を進め、町民に範を示す。 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の定着促進を図る。 企業に対し、待遇の男女格差解消のための積極的改善措置や、職務拡大および就業環境の整備について啓発する。	職員研修	—	—	総務課
		セミナー等の開催支援	—	—	商工観光課
		雇用相談などの充実	—	—	
2 女性管理職登用の拡大	意欲と能力のある女性の管理職登用に ついて男女ともに意識改革を推進し、 各種研修等への女性職員の参加を促進 するとともに、積極的改善措置による 登用の拡大を図り、範を示す。 女性の登用について、企業や民間団体 の理解を求めるとともに、事業者等が 行う自主的な積極的改善措置を支援す る。	女性職員の研修参加促進	—	—	総務課
		女性職員の登用拡大	—	—	商工観光課
		職場における研修会などの支援	—	—	
3 働く女性の母性保護の推進	女性が、妊娠・出産・育児期にも不利 益を受けずに働き続けられるよう、啓 発を行う。 労働基準法、男女雇用機会均等法など 母性保護に関する法律の周知に努め ると共に、母性保護に対する認識と理 解を深めるための啓発を行う。	母子手帳交付、パンフレット配布 マタニティースクール	106 20	109 20	保健衛生課 健康増進室
		セミナー等の開催支援 (事業主、社員への説明)	—	—	商工観光課
4 男女の職業能力開発および能力発揮の支援	男女ともへの、自己啓発・能力開発へ の援助や情報提供を図るとともに、研 修の機会の充実・拡大を図る。	職員の研修参加促進	—	—	総務課
		経営能力や技術向上の支援	—	—	商工観光課

126

129

重点目標2 農林水産業・商工観光自営業等における男女共同参画の実現

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H22年度	H23年度	
1 女性の主体性が生かせる就業条件や環境の整備	農林水産業に積極的に取り組む女性を積極的に支援する。 労働時間の適正化や労働環境の整備など、快適に働ける環境を整える。 女性就業者のエンパワーメント促進	家族経営協定の普及・促進	—	—	農林水産課 水産振興室
		女性認定農業者等の積極的な認定	—	—	
		青年漁業士の普及・認定	—	—	
		関係法令や相談機関などの情報提供	—	—	商工観光課
		技術・経営能力向上のための各種講習会への参加呼びかけ	—	—	商工観光課 農林水産課 水産振興室
雇用や学習機会の情報提供	—	—			
2 方針決定過程への女性の参画の促進	農林水産業・商工観光自営業等における固定的な性別役割分業意識の見直しを働きかけ、農林水産業・商工・観光業関連団体の役員など、方針決定過程への女性の参画を促進する。	女性の起業支援	—	—	商工観光課 農林水産課 水産振興室
		委員会等への女性の登用促進	—	—	
		経営能力向上等の学習会開催支援	—	—	
		気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)	—	—	男女共同参画室

0

0

重点目標3 男女の仕事と家庭生活の両立支援

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額 H22年度	予算額 H23年度	担当課
1 多様な働き方を可能にするための職場環境の整備	適正な人員配置により男女とも働きやすい勤務環境の整備に努め、男女共同参画の推進の範を示す。	事務処理体制の見直し	—	—	総務課
		計画的な事務効率化(含外部委託)	—	—	
	パートタイム労働法の趣旨や内容の周知に努めるとともに、多様化している就業形態の情報提供に努める。	関係法令や相談機関などの情報提供	—	—	商工観光課
2 両立のための子育て・介護支援	「特定事業主行動計画」を策定し、範を示す。	特定事業主行動計画の策定・実施	—	—	総務課
		「越前町次世代育成支援行動計画」に基づき、多様なニーズに応じた保育サービス等の充実をはかり、働きながら安心して生み育てられる環境を整備する。	延長保育	24,500	24,500
	一時預かり保育		0	74	
	学童保育		17,497	17,219	
	児童館の整備・拡充		17,485	33,637	
	働きながら安心して介護ができる体制の充実を図る。	介護保険居宅サービス事業	747,428	826,141	高齢福祉課
		地域における男女の協力体制を支援し、相談体制の整備や情報提供を行う。	子育て支援センターの充実	25,284	22,288
	すみずみ子育てサポート		16	54	
	母親クラブ助成		3,402	3,591	保健衛生課 健康増進室
	子育て相談窓口設置		—	—	
マタニティスクール(再掲 II①3)	—		—		
父子手帳配布	—		—		
事業所や就労者に対し、育児・介護休業法制度の周知徹底を図るとともに、労働時間の短縮や、年次有給休暇を含めた各種休暇を取りやすい環境の整備を呼びかける。	町の広報紙やHP等による情報提供	—	—	商工観光課	
	「一般事業主行動計画」の策定と、子育て・介護への配慮を呼びかける。	町の広報紙やHP等による情報提供	—		—

835,612 927,504

基本目標Ⅲ ともに安心して暮らせる社会

重点目標1 ともに思いやる健康づくり

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額 H22年度	予算額 H23年度	担当課
1 生涯を通じた健康づくりの推進	健康診査体制の充実を図るとともに、予防対策に関する正しい情報を提供することで、町民の健康づくりを促進する。	健康づくり推進協議会	48	60	保健衛生課
		妊婦健康診査	15,004	17,614	健康増進室
		乳幼児健康診査	2,986	3,232	
		成人健康診査	23,172	23,604	
		各種健康教室	504	526	
		健康相談	1,003	1,048	
	食育を通じた健康づくりの推進	成人病予防食教室	69	112	健康増進室
		ふれあい食体験事業	131	163	
		食生活改善推進委員会	858	1,090	
		越前型食育推進事業	1,835	1,618	農林水産課
		栄養教諭による指導	—	—	学校教育課
	生涯にわたり、スポーツ活動などを通じて健康の保持・増進を図れるような環境を整備し、町民の健康づくりを促進する。	いきいき健康フェア	474	500	健康増進室
		高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	2,995	2,995	高齢福祉課
		障がい者のつどい	100	100	社会福祉支援室
		体育協会事業(助成)	6,100	6,100	文化スポーツ室
		えちぜんスポーツクラブ事業(助成)	1,645	1,645	
		各種スポーツ大会(春・夏・秋)の開催	—	—	生涯学習センター (体育協会支部活動事業助成)
		地区体育祭の開催	—	—	
		スポーツレクリエーション事業	—	—	
		地区公民館活動事業(再掲 I①4)	—	—	生涯学習センター
2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透	妊娠・出産に関わる自由や健康について、女性自身が自己決定権を持つことの大切さを啓発する。	育児支援家庭訪問事業	70	28	保健衛生課 健康増進室
		特定不妊治療費助成	1,483	1,500	
		マタニティスクール(再掲 II①3)	—	—	
3 健康をおびやかす問題についての対策の推進	性感染症の予防と正しい理解を図る。	マタニティスクール(再掲 II①3)	—	—	保健衛生課 健康増進室
		パンフレット配布	237	83	保健衛生課 健康増進室 織田病院
	自殺予防、薬物乱用防止および飲酒・喫煙の害等について啓発し、町民の理解を深める。	ポスター掲示	—	—	
	チラシ配布	—	—	学校教育課・中学校	

58,714 62,018

重点目標 2 福祉環境の充実

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額 H22年度	予算額 H23年度	担当課
1 安心して子育て ・介護ができる環境 づくり	安心して子育てができる環境を整える。	子ども医療費助成事業	37,552	46,305	子育て支援課
		母子家庭等医療費助成事業	11,486	11,181	
		出産育児祝金等支給事業	2,749	2,600	
		子育て支援センターの充実(再掲 Ⅱ③2)			
		児童手当支給事業	31,659		
		子ども手当支給事業	388,807	503,173	
		病児デイケア事業	7,584	7,590	
	安心して介護ができる環境を整える。	育児支援事業	1,031	1,385	健康増進室
		相談窓口設置・情報提供	—	—	保健衛生課 保健センター
		介護予防事業	9,614	9,590	高齢福祉課
2 介護・支援体制の 充実	高齢者が安心して暮らせる介護・支援体制の整備と充実を図る。	家族介護支援特別事業	557	570	地域包括支援センター
		すこやか介護用品支給事業	8,510	8,006	
		介護保険制度の円滑な運営	—	—	高齢福祉課
3 高齢者の社会参加の 促進	高齢者の就業機会の充実を図り、社会参加を促進する。	在宅福祉サービス	7,258	7,905	地域包括支援センター
		在宅介護支援センター	2,696	3,635	
	高齢者の社会活動を支援するとともに、生きがいづくりや学習機会等の提供を通して社会参加を促進する。	シルバー人材センター	16,000	14,000	高齢福祉課
		老人クラブ活動補助事	3,682	3,709	高齢福祉課
		地域ふれあいサロン	1,260	1,260	
		生きがい型デイサービス事業	7,562		
		生きがい活動支援通所事業	—	—	
		高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(再掲 Ⅲ①1)			まちづくり課
		コミュニティバス運行委託事業	60,184	65,200	
		高齢者路線バス利用促進事業	11,015	12,000	
		体育協会事業(助成)(再掲 Ⅲ①1)			文化スポーツ室
		高年大学	40	80	生涯学習センター
		IT講座(再掲 Ⅰ③3)			
地区公民館活動事業(再掲 Ⅰ④4)					
	世代間交流	—	—	小学校	
4 障がいのある人たちへの配慮の重視	障害者自立支援法に基づき、介護サービスなどを必要とする人が有する能力や適性に応じて、自立した日常生活や社会生活が営めるような施策の充実を図る。	障害者自立支援給付事業	288,977	306,960	社会福祉支援室
		障害者地域生活支援事業	24,308	25,636	
		重度身体障害者住宅改造助成事業	1,400	1,600	
		福祉タクシー利用助成	302	417	
		在宅障害者授産施設等通所費助成事業	1,081	1,584	
		在宅障害者授産施設等通所費助成事業	1,068	1,200	
	健全児と障がい児と一緒に学習し、お互いが理解しあう。	通常学級との交流学习	15,013	18,752	学校教育課 小・中学校
	施設・設備・道路などへのユニバーサルデザインの配慮		—	—	全庁(各施設・設備担当者)
雇用促進の普及啓発	相談・情報提供	—	—	社会福祉支援室 商工観光課	

941,395 1,054,338

重点目標3 あらゆる暴力の根絶

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額 H22年度	予算額 H23年度	担当課
1 家庭内暴力等の防止 に向けた教育・啓発	広報・啓発を推進するとともに関係機 関や民生委員・児童委員と連携し、被 害防止に努める。	民生委員・児童委員へ の研修参加促進	—	—	社会福祉支援室
		パンフレット・チラシ 配布	—	—	保健衛生課 健康増進室
		パンフレット・チラシ 配布	—	—	学校教育課
		パンフレット等配布、 研修会参加促進	—	—	男女共同参画室
2 被害者に対する相談 ・支援体制の推進	相談窓口を設置し、町民への周知を 図る。 被害者が相談しやすい環境の整備を 図る。 関係機関との連携を図る。	2次被害の防止	—	—	全庁
		要保護児童対策地域協 議会	17	23	子育て支援課
		電話相談窓口	—	—	保健衛生課 健康増進室
		町営住宅に係る被害者 等への配慮・相談関係 機関との連携	—	—	住宅政策室
		教育支援センター	5,055	5,116	学校教育課
			—	—	織田病院
	条例リーフレット・プ ラン等配布(再掲 I②2)			男女共同参画室	

5,072 5,139

IV ともに育てる教育・文化

重点目標 1 人権尊重の意識づくり

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H22年度	H23年度	
1 人権を守り尊重する意識の啓発	啓発活動を推進し、男女平等および人権尊重の意識を深く根づかせる。	人権擁護委員関係事業	—	—	社会福祉支援室
		通常学級との交流学习(再掲 III②4)			学校教育課 小・中学校
		道德教育及び人権教育	—	—	小・中学校
		家庭教育支援事業(再掲 I①2)			生涯学習課
		読み聞かせによる啓発	23	27	図書館
		青少年育成事業	725	815	生涯学習センター
		ビデオ視聴による啓発(再掲 I②1)			
	気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)			男女共同参画室	
	各機関等が発行する刊行物やホームページについて、人権を尊重し、性別にとらわれない表現に努める。		—	—	全庁

748 842

重点目標 2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H22年度	H23年度	
1 男女の平等と自立を図る学校教育の推進	幼少期から、男女で差別をすることのないような教育に努め、男女平等と自立の意識を確立させる。	男女混合名簿	—	—	保育所
		〇〇さん呼び	—	—	
		道德教育及び人権教育(再掲 IV①1)	—	—	
		技術・家庭科男女共修	—	—	
		中学校職場体験(キャリア教育)	—	—	小・中学校
		校外学習	—	—	
		男女混合名簿の導入	—	—	
	〇〇さん呼びの奨励	—	—		
	男女平等の視点に立ち、一人ひとりを大切にする意識の醸成を図る。	気づき事業(学校編) 「気づき事業報告集」 製作・配布(再掲 I①3)	155	155	男女共同参画室
2 性に関する教育・啓発の推進	学校教育において、男女がお互いの身体の特徴を正しく理解し尊重し合い、自ら自己管理ができるよう、リプロダクティブヘルス/ライツの観点から性教育、健康教育を行う。	養護教諭等による指導	—	—	小・中学校
		保健体育授業における性教育	—	—	
		性教育講演会	—	—	
3 男女共同参画を進める生涯学習の推進	生涯学習事業を積極的に進めていく中で、男女共同参画の視点に立ち、それぞれの年代や性別・状況等に応じた学習機会を提供する。	生涯学習推進事業	126	120	生涯学習課
			126	120	
		センター広報紙の発行	95	100	
			175	180	
			133	120	
		教養セミナー	70	90	生涯学習センター
		教養講座	180	200	
	生涯学習講座(再掲 I①1)				
	地区公民館活動事業(再掲 I①4)				
	男女の平等や、一人ひとりの可能性を育む図書等の充実を図るとともに、情報の提供に努める。	関連書籍購入 情報発信	—	—	図書館
4 各種団体等に対する啓発活動の推進	性別に関わりなく、誰もが様々な分野に意欲的に参画することができるよう、各種団体活動等を通して地域に密着した推進を図る。	各種団体への指導・助言	607	607	生涯学習課 生涯学習センター 文化スポーツ室
			—	—	
		気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)			男女共同参画室
		男女共同参画ネットワーク ワーク助成(再掲 I①)			

1,667 1,572

重点目標3 国際理解と協力の推進

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H22年度	H23年度	
1 国際的な視野を持った住民の養成	国境を越えた相互交流により、信頼や友好、協力関係の推進を図り、幅広いものの見方を養う。	国際交流協会(助成)	4,150	5,500	国際交流室
		小学生海外派遣・招聘事業	国際交流協会		国際交流室
		中学生海外派遣・招聘事業	国際交流協会		学校教育課 小・中学校
		英会話教室 (小学生、中学生対象)	495	500	生涯学習センター 宮崎分館
2 町内に在住する外国人との交流や支援	身近で自主的な国際協力活動を支援し、互いの信頼や協力関係を育てる。	文化交流・生活支援事業の開催	国際交流協会		国際交流室
		地区公民館活動事業(再掲 I①4)			生涯学習センター 越前分館
			4,645	6,000	

計画の推進

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H22年度	H23年度	
1 町における推進体制の充実・強化	町および庁内の推進体制の充実・強化	男女共同参画推進条例	173	—	男女共同参画室
		えちぜん男女共同参画プラン	—	520	
		えちぜん男女共同参画まちづくり推進委員会(再掲 I①3)			
		男女共同参画ネットワーク(助成)(再掲 I①4)			
		男女共同参画推進会議ワーキンググループ	—	—	
		職員研修	0	20	
2 あらゆる施策への男女共同参画の視点の反映	「えちぜん男女共同参画プラン」に基づく施策の実施および評価	男女共同参画審議会	94	110	男女共同参画室
		男女共同参画推進会議ワーキンググループ	—	—	全庁
3 男女共同参画社会づくりに関する現状の把握と情報提供	男女共同参画推進施策の実施状況等に関する報告書の作成・公表 広報紙やホームページ等による各種情報の提供	広報紙掲載、ホームページ掲載	—	—	全庁
		年次報告(再掲 I③1)			男女共同参画室
4 関係機関・企業・各種団体・町民との協力・連携の強化	男女共同参画社会の実現を目指し、関係機関や企業・団体・町民との協力体制を強化するとともに、男女共同参画の視点に立った活動を要請していく。		—	—	全庁
			267	650	

第3部 資料編

越前町男女共同参画推進条例

平成22年 3月25日公布
条例第1号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第8条）
 - 第2章 男女共同参画を進めるための基本的施策（第9条—第14条）
 - 第3章 越前町男女共同参画審議会（第15条—第17条）
 - 第4章 雑則（第18条）
- 附則

前文

豊かな自然環境や古くから継承されてきた歴史・伝統文化が数多く存在している越前町は、その特性を活かし「人と技 海土里織りなす 快適なまち」を実現するため、町民が一体となってまちづくりに取り組んでいる。

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女の人権は、性別にかかわらず尊重されなければならないとし、男女共同参画社会基本法を制定した。そして、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、様々な施策の推進を図っている。

そこで越前町でも、次代を担う子どもたちが夢と希望を持って生き生きと暮らせるまちづくりを進める必要がある。

よってここに、町、町民及び事業者が一丸となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町及び町民の責務を明らかにし、事業者の連携のもと、町の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自ら

の意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的言動により、相手の尊厳を傷つけ、生活環境を害することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- (5) 町民 町内に居住する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (6) 事業者 町内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念により行う。

- (1) 男女が性別に関わりなく一人の人間として認め合うこと及び個人として能力を発揮する機会を得られること等、人権が等しく尊重されること。
- (2) 社会で活動を行う上で、性別による役割分担や慣習等にとらわれることなく、自由な選択を妨げられないよう配慮されること。
- (3) あらゆる場において、男女が対等な立場で参画できる機会を積極的に提供されること。
- (4) 家族が互いの協力及び社会の支援を受け、子育て及び家族の介護などを行い、かつ、職場及び地域における活動ができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、妊娠、出産その他性に関することについて、互いの意思を尊重して健康な生活ができるようにすること。
- (6) あらゆる学習の場において、人権の尊重と平等の意識が重んぜられること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会における取り組みと協調して行うこと。

（町の責務）

第4条 町は、男女共同参画の推進を重要な

施策として位置付け、前条に定める基本理念に従い、男女共同参画を推進する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 町は、男女共同参画の推進に当たっては、町民、事業者、国、県及び他の地方公共団体と連携し、相互に協力して取り組まなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念を十分理解し、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 町民は、町が実施する男女共同参画を推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の連携)

第6条 事業者は、基本理念を十分理解し、その事業活動において、町が実施する男女共同参画を推進するための施策と連携し、相互に協力して取り組まなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別による不当な差別的扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(情報に関する配慮)

第8条 何人も、広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長し、人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画を進めるための基本的施策

(基本計画)

第9条 町長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「基本計画」という。)を策定する。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項を定める。
 - (1) 男女共同参画社会の実現に向けて総合的かつ長期的に講ずべき施策の基本的事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に

的に推進するために必要な事項

- 3 町長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ第15条に規定する越前町男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、町民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

- 4 町長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。基本計画を変更したときも、また同様とする。

(町民及び事業者への支援等)

第10条 町は、男女共同参画を推進するために、町民及び事業者に対し支援又は措置を講ずる。

(啓発活動)

第11条 町は、情報提供、広報活動などを通じて、家庭、地域、職場、学校、その他社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進に関する町民及び事業者等の理解を深めるよう適切な啓発活動を積極的に行う。

(相談及び苦情の処理)

第12条 町民等は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策等に関し、町長に相談及び苦情(以下「相談等」という。)を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による相談等のほか、町民等は、性別による差別又は男女共同参画を阻害する人権侵害について、その旨を町長に申し出ることができる。

- 3 町長は、前2項の規定により相談等の申出を受けたときは、当該相談等に適切かつ迅速に対応する。

- 4 町長は、相談等に対応するにあたり必要があると認めるときは、調査を行うことができる。この場合において、関係者は、当該調査に協力しなければならない。

- 5 町長は、前項の調査結果により必要があると認めるときは、関係者に対し、適切な指導助言を行うとともに、国、県、他の関係機関と協力を図り、必要な措置を講ずる。また、必要があると認めるときは、越前町男女共同参画審議会の意見を聞くことができる。

(推進体制の整備)

第13条 町長は、男女共同参画を推進するための体制及び措置を講ずる。

(年次報告)

第14条 町長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況等について、報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 越前町男女共同参画審議会

(設置)

第15条 町長は、基本計画その他男女共同参画の推進に関する事項を調査審議するため、越前町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 審議会は、町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項について調査及び審議し、町長に答申する。

(組織)

第17条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、町民、事業者の代表者、学識経験者及びその他町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱する。
- 3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定され、公表されている男女共同参画の推進に関する町の計画であって、男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に実施するためのものは、第9条の規定により策定され、公表されたものとみなす。

越前町区長会連合会決議文

決 議 文

私たちは、越前町における男女共同参画社会の実現を一層進めるため、地区における「役員への女性登用」を推進します。

平成22年12月 7日

越前町区長会連合会
会長 上坂 貞行

みどり
海土里織りなすふるさと越前町

男女共同参画都市宣言

わたしたちは、お互いの人権を尊重し、認めあい、誰もが性別に関わりなく個性と能力を発揮できるまちをめざして、ここに男女共同参画都市を宣言します。

1. 家事・子育て・介護は家族みんなで分かち合い、協力しあう家庭づくりをめざします。
1. 昔からの役割や慣習にとらわれず、誰もが参画できる地域づくりを進めます。
1. お互いの個性を認めあい、誰もが意欲や能力を発揮できる職場づくりに努めます。
1. 幼い頃から、自立・平等の意識をはぐくみ、思いやりのある人づくりをめざします。
1. 世界の平和を願い、民族や文化の違いを理解し、共に生きるまちをめざします。

平成 19年12月 1日

越 前 町

平成 23 年度
越前町男女共同参画年次報告
平成 24 年 3 月発行

編集・発行 越前町男女共同参画室
〒916 - 0192 福井県丹生郡越前町西田中 13 - 5 - 1
TEL 0778 - 34 - 8715(直通) / FAX 0778 - 34 - 1236
E-mail danjo@town.echizen.lg.jp

